

産業廃棄物処理施設の許可の状況

■ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数

○ 焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

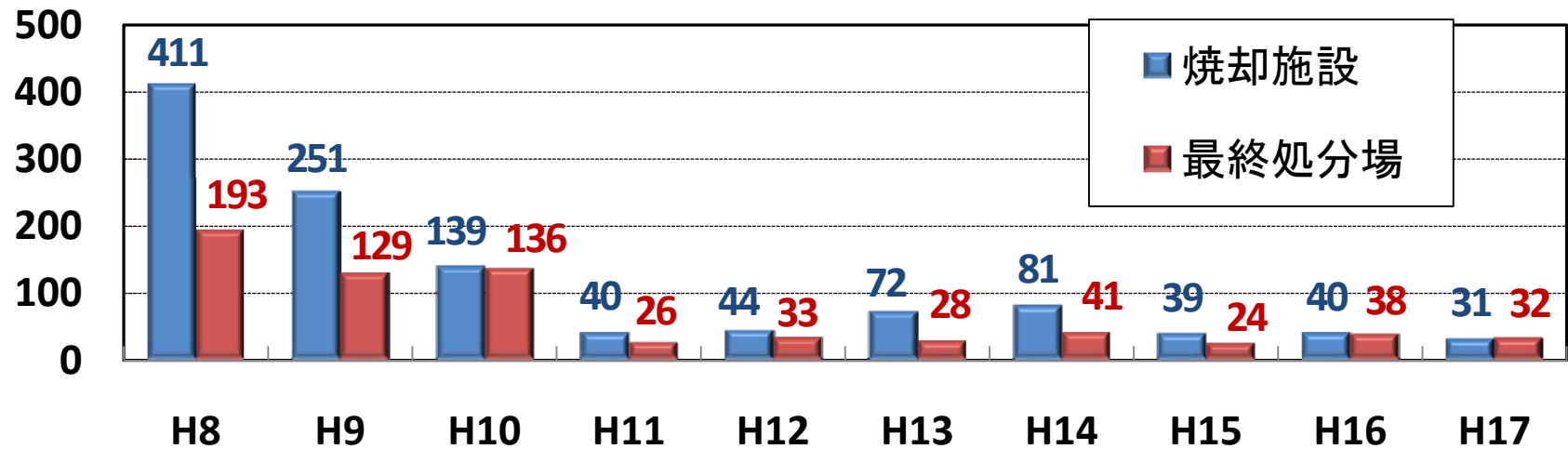
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○ 最終処分場

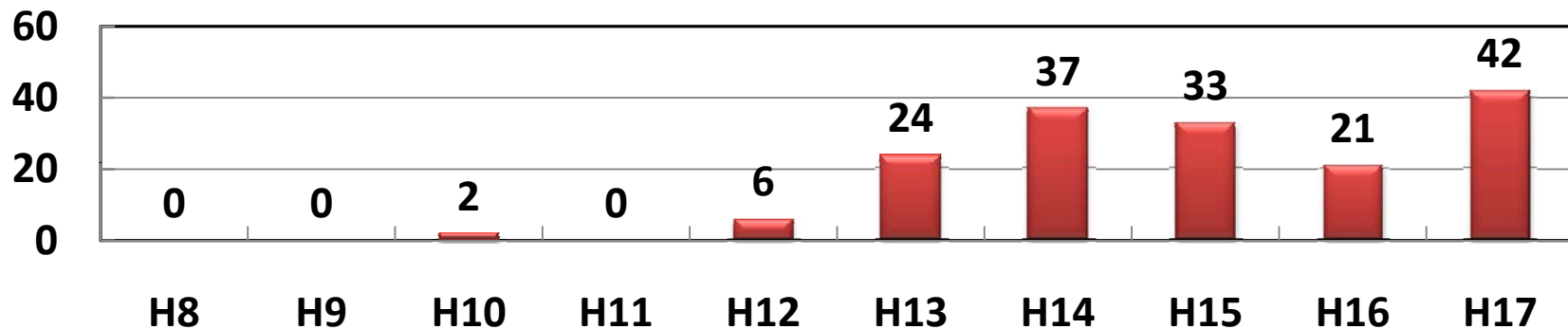
平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



■ 法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数

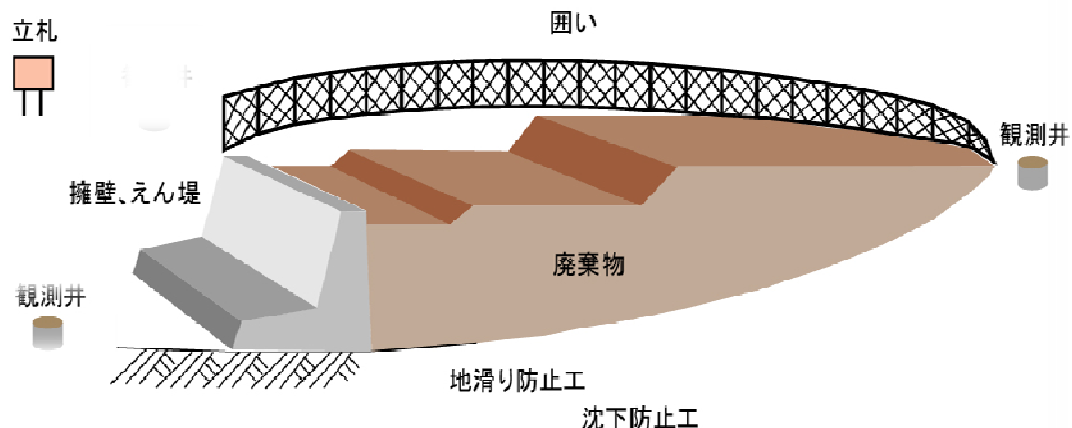


安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

■ 構造のイメージ



■ 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

ゴムくず

がれき類

金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

維持管理費用の項目

埋立終了時

最終覆土費用
法面保護工事費用
植栽費用
雨水排水設備費用
ガス抜き設備費用()

埋立終了後から廃止までの期間

人件費
施設・機器の点検費用
施設・機器の補修費用
浸出液処理設備運転管理費用()
水質検査等モニタリング費用
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)等

廃止時

管理事務所の撤去費用 等

管理型処分場のみ。

(計 算 例)

管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m³/日

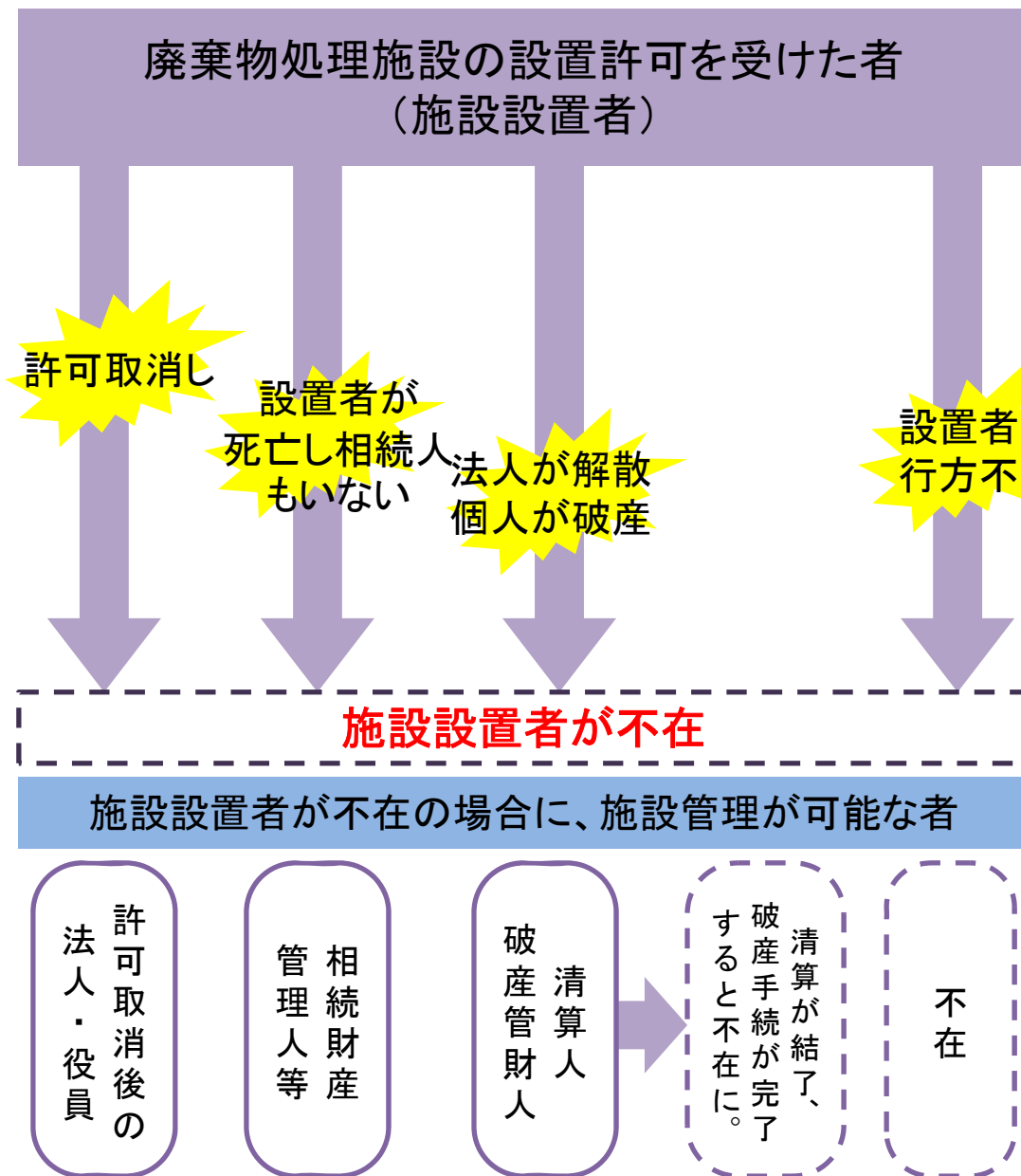
(総額)約12億円

安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

(総額)約8千万円

最終処分場の設置者が不在となる場合



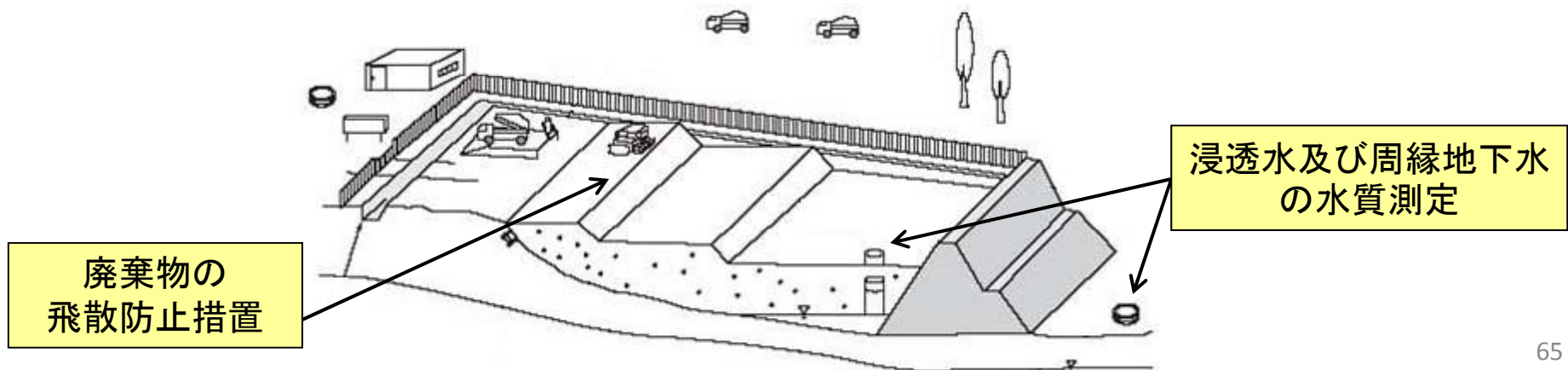
- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、都道府県による廃止確認を受ける義務
- 維持管理するために維持管理積立金を取り戻すことができる。

- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



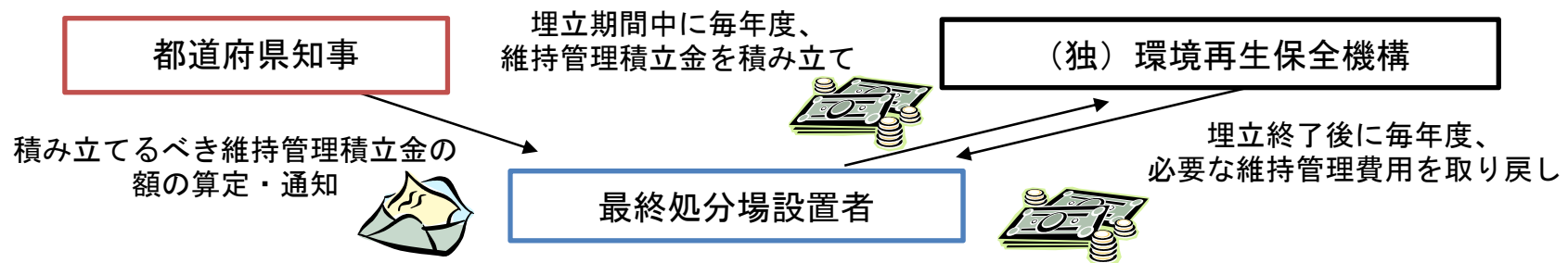
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

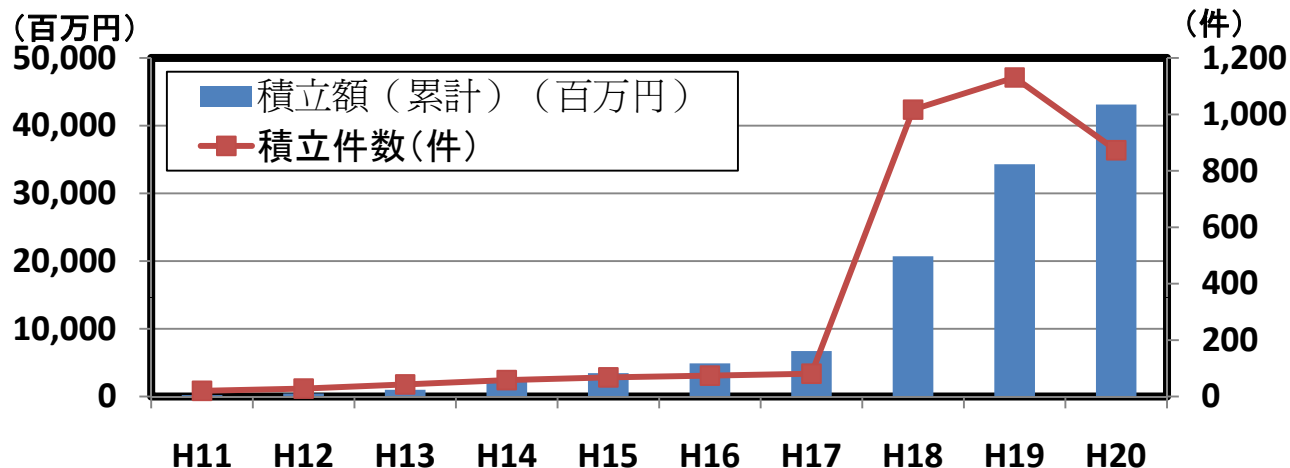
最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



■ 積立額(累計)及び積立件数



■ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

廃棄物処理センター制度

■産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

■産業廃棄物処理事業の事業主体

事業主体	事業主体の性質・特徴
① 民間事業者	
② PFI選定事業者	
③ 株式会社(公共の1/3以上の出資)	
④ 財団法人	
⑤ 公共直営	

廃棄物処理法第15条の5

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 19法人を指定(平成22年3月現在)
- うち、13法人の処理施設が稼働

稼働中

都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働(平成13年6月～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成21年5月～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設が稼働(平成21年4月～)

未稼働

都道府県名	法人名	指定日
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17
鹿児島県	(財)鹿児島県環境整備公社	H21.12.21

廃棄物処理センターに対する支援制度

国庫補助

①産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

②廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

③広域的廃棄物埋立処分施設整備費 (安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

税制上の特例措置

- ・ 廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・ 廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・ 特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設
の設置事業者

住民
関係市町村

○ 定期点検結果、維持管理状況
の情報公開



● 帳簿、維持管理情報等の閲覧

● 許可申請
● ミニアセス結果
の提出

● 施設設置に関して
告示・縦覧
○ 行政処分情報
の公開

● 施設設置に関して
生活環境保全の見地
からの意見

● 許可審査
○ 定期点検
(維持管理状況、
施設構造の確認)
● 報告徴収・立入検査等
による適正処理指導

県知事
政令市長

廃棄物の処理による生活環境リスクの共有
情報不足による不安感・忌避感を払拭

● : 現行法において定められている仕組み
○ : 現行法では定められていない仕組み

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分 of 徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

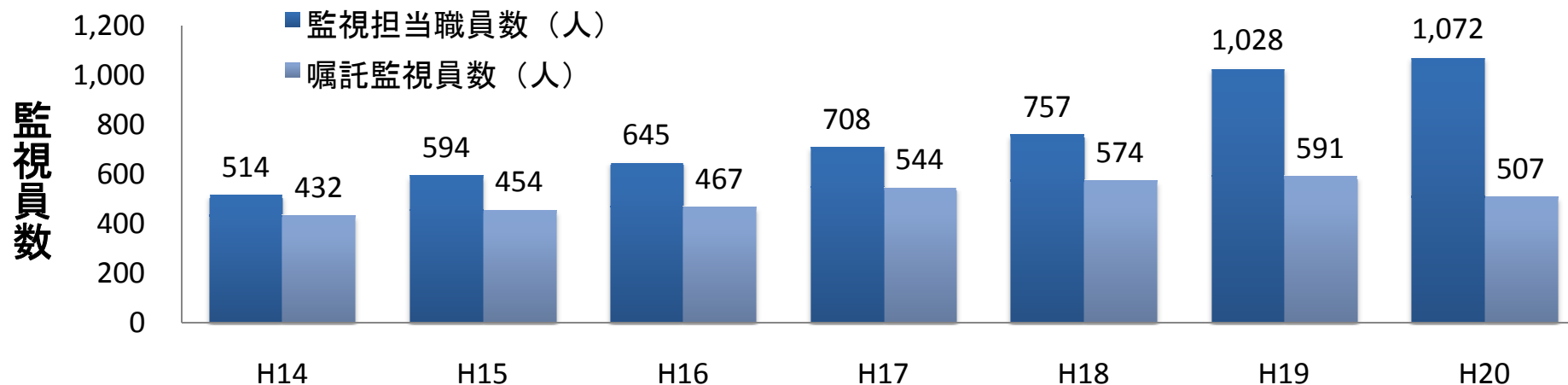
優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

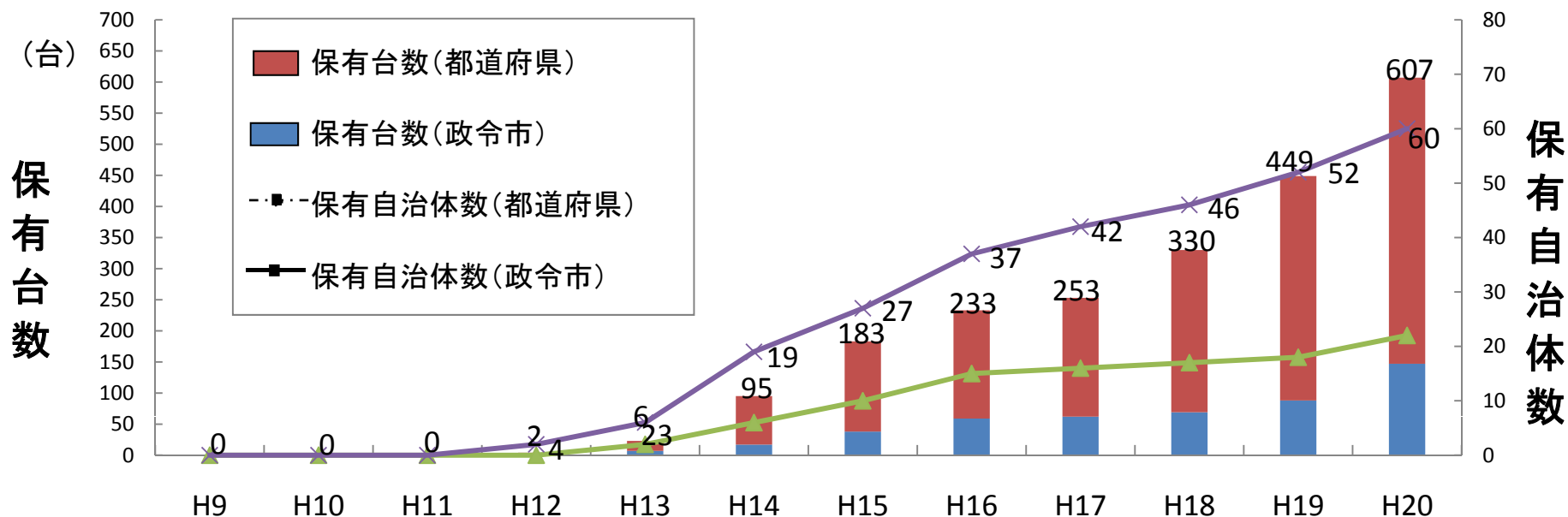
※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

不法投棄監視体制について

■不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



■全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



報告徴収について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

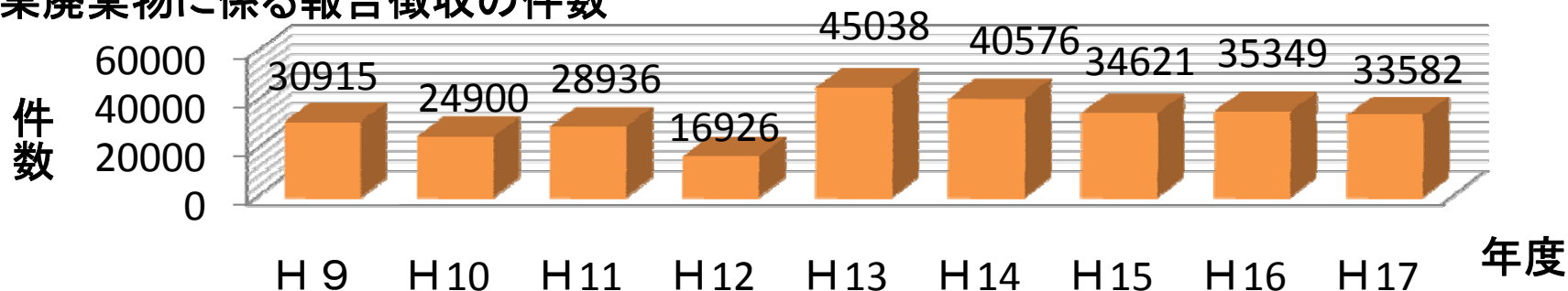
報告徴収の対象者

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者（無許可業者も含む。）
- ③ 廃棄物処理施設の設置者
- ④ 情報処理センター（電子マニフェスト情報に関する報告徴収）
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）の土地所有者
- ⑥ 指定区域（廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域）において土地の形質変更を行う者

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者

実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

産業廃棄物に係る報告徴収の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。

立入検査について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。
拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

立入検査の対象

- ① 排出事業者の事務所・事業場
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・事業場（無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。）
- ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物
- ④ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者の事務所

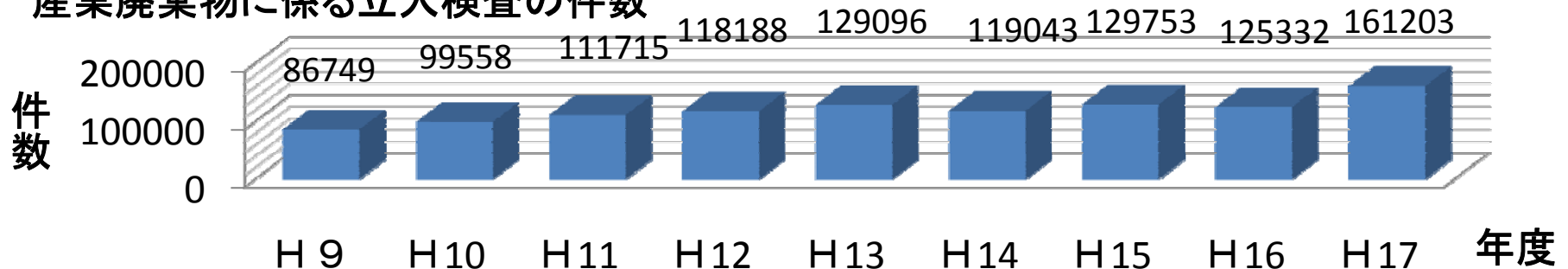
実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地への立入り等の承諾を求めたところ、土地所有者が私有地への立入を拒否する事例あり。

収集運搬車両

現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。（運転席にある書類の検査などができない。）

産業廃棄物に係る立入検査の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

措置命令について

概要

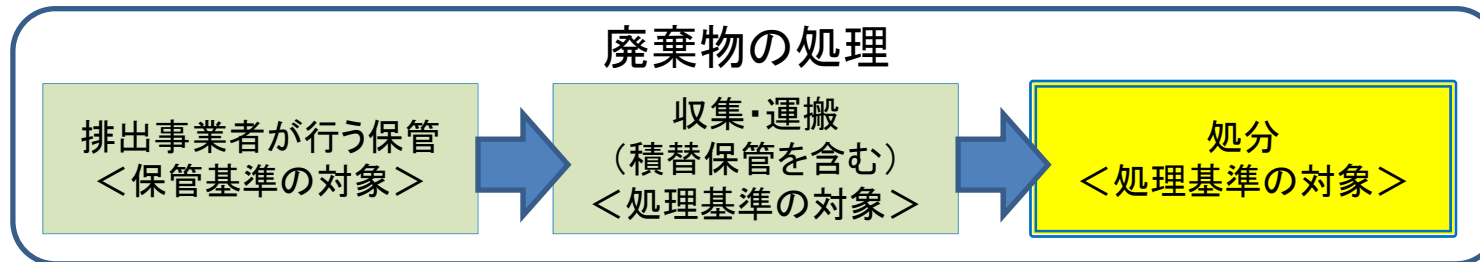
既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

発出要件

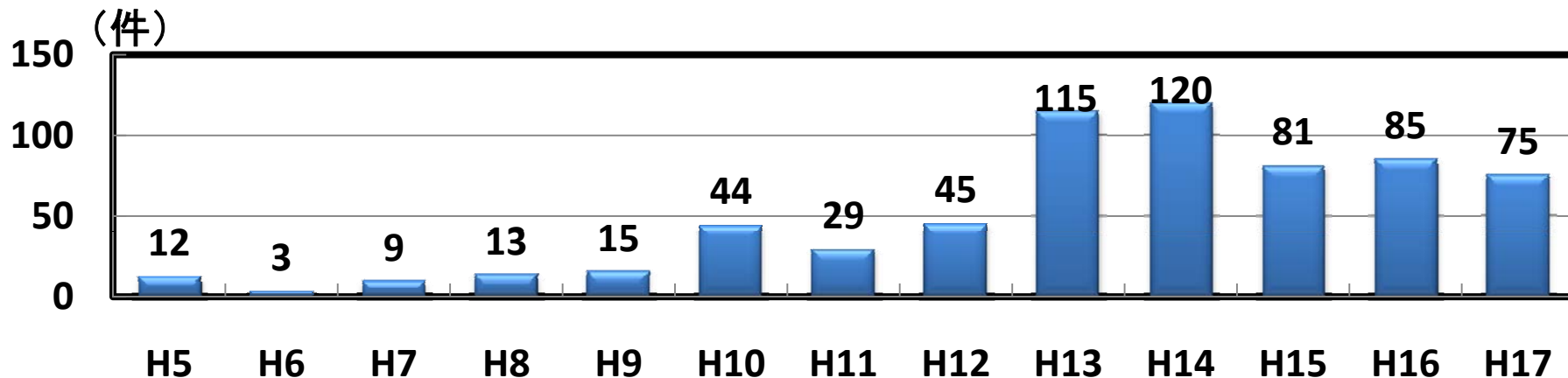
以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。

- ① 廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき
- ② 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲



■措置命令(第19条の5)発出件数



罰則規定について

対象となる違反行為	罰則
<p>不法投棄・不法焼却(未遂も含む) 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p>	<p>5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 * 下線は、法人重課の対象であり、法人に対して、 1億円以下の罰金刑()</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p>	<p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科</p>
<p>欠格要件に該当した場合の届出違反 使用前検査の受検義務違反 マニフェスト義務違反 など</p>	<p>6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金</p>
<p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告 立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>

法人重課: 両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】 【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

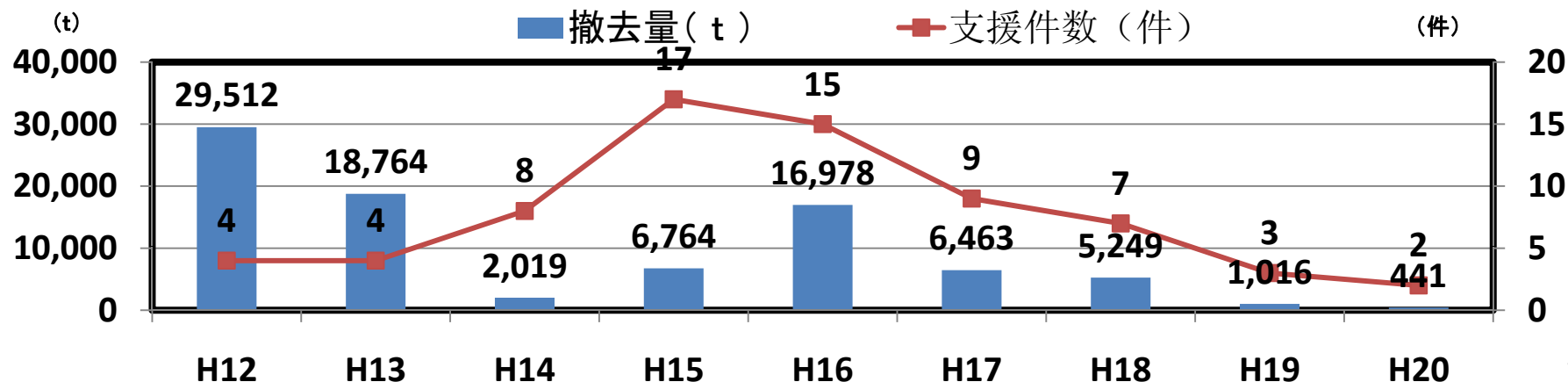
原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）
【法第19条の8】

（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



多量排出事業者処理計画制度の概要

平成3年改正

- 事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

平成9年改正

- 事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

平成12年改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者に、処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について、1年間公衆の縦覧に供する方法で公表

処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 以下を記載した処理計画書を添付すること
 - ・ 前年度の産業廃棄物発生量
 - ・ 以下の本年度の目標量
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

実施状況報告

- 以下を記載した処理計画実施報告書を提出すること
 - ・ 産業廃棄物発生量の目標
 - ・ 処理計画の以下事項の実施状況
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

処理計画は6月30日までに提出
実施状況報告は、翌年度の6月30日までに提出

多量排出事業者処理計画・実施状況報告書の提出状況

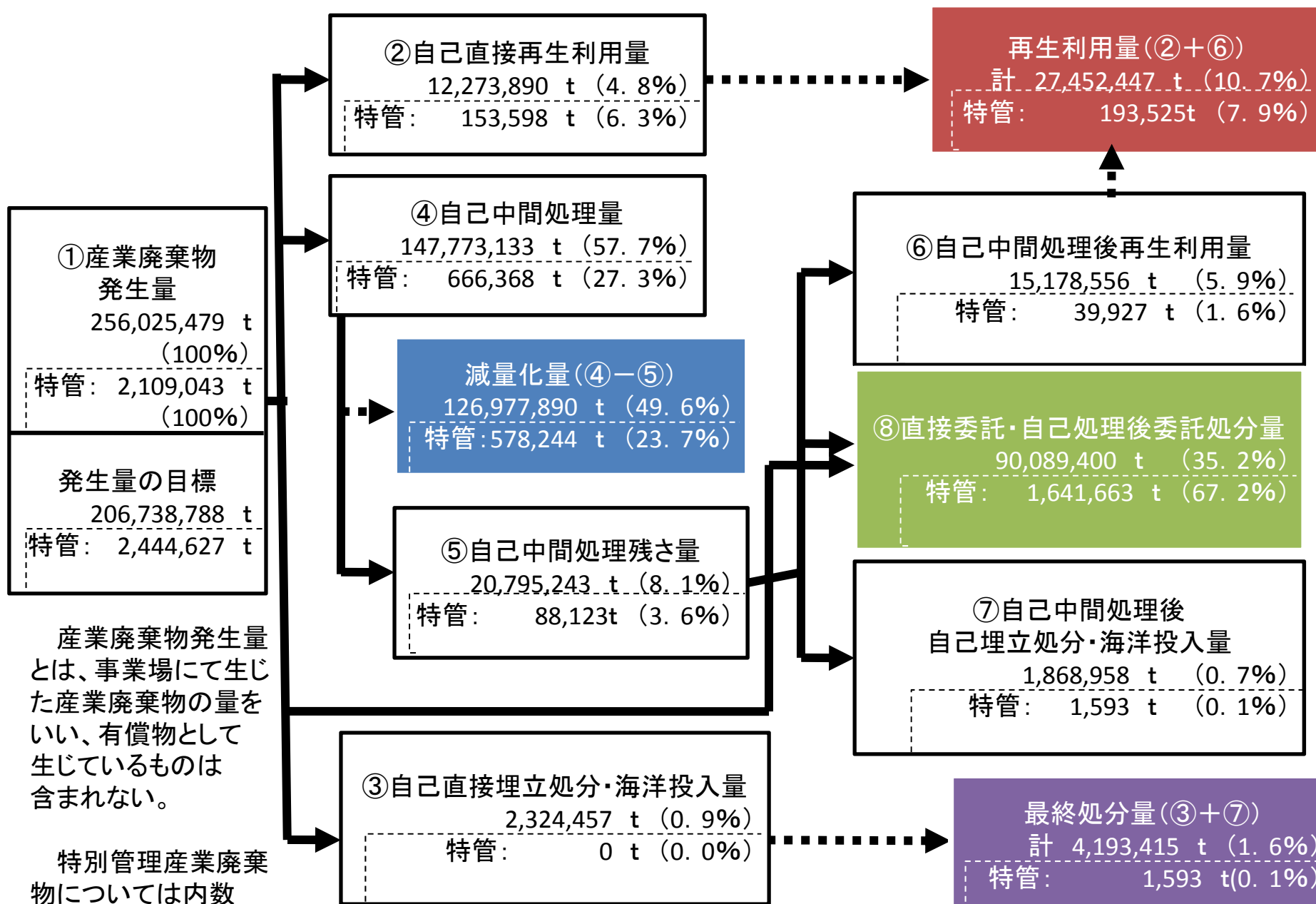
業種	処理計画の提出事業場数	実施状況報告書の提出事業場数
農業	22	22
林業	0	0
漁業	0	0
鉱業	50	49
建設業	4328	4386
製造業	4703	4700
電気・ガス・熱供給・水道業	876	872
情報通信業	53	56
運輸業	13	13
卸売・小売業	12	13
飲食店・宿泊業	0	0
医療、福祉	552	545
教育、学習支援業	10	11
複合サービス業	5	5
サービス業(他に分類されないもの)	60	55
公務	67	68
その他	9	9
合計	10760	10804

(平成17年度実績。事業者からの報告の集計値のため、各値に差異が生じている。)

多量排出事業者の業種別産業廃棄物発生量等

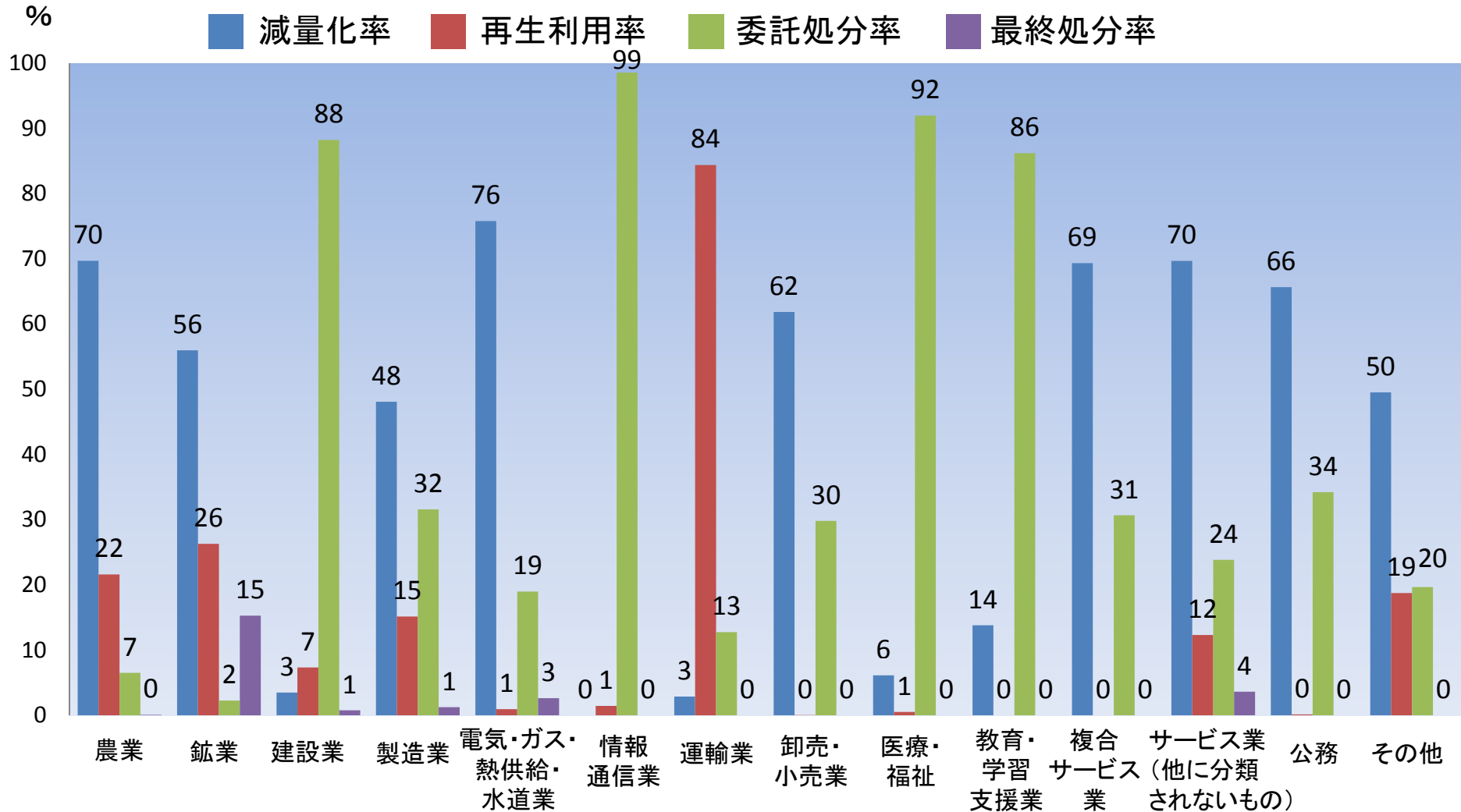
業種	発生量の 目標	計画の実施状況							
		①発生量	②自己直 接再生利 用量等	③自己直 接埋立処 分量等	④自己中 間処理量	⑤自己 中間処理 残さ量	⑥自己 中間処理 後再生利 用量	⑦自己中 間処理後 自己埋立 処分量等	⑧直接 委託・自己 処理後委 託処分量
農 業		308,729	1,300	200	281,515	66,358	65,358	0	20,113
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	2,413,207	2,407,713	31,670	244,079	2,047,934	700,432	601,068	123,530	54,562
建 設 業	32,320,614	32,569,199	407,828	227,794	2,735,020	1,603,715	1,978,746	23,142	28,736,489
製 造 業	110,961,495	157,207,159	11,758,290	311,713	91,793,253	16,218,200	12,060,053	1,640,727	49,619,374
電気・ガス・熱供 給・水道業	58,478,828	61,475,695	197,373	1,531,595	48,517,470	1,927,736	382,236	81,515	11,663,005
情報通信業	68,843	86,814	0	0	0	0	1,250	0	85,564
運 輸 業	15,540	130,643	948	0	113,257	109,518	109,285	0	16,663
卸売・小売業	193,055	167,796	0	0	112,633	8,858	64	0	50,023
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療、福祉	165,487	196,795	0	0	14,969	2,930	1,001	0	180,997
教育、学習支援 業	1,935	2,253	0	0	477	167	0	0	1,942
複合サービス業	18,259	18,129	0	0	13,172	604	0	0	5,561
サービス業(他に 分類されないもの)	239,834	296,034	28,899	9,076	243,109	36,817	7,534	1,638	70,556
公 務	3,607,352	3,558,293	0	0	2,537,025	200,576	4,661	0	1,217,400
そ の 他	37,202	44,855	1,180	0	29,666	7,457	7,227	0	8,817

多量排出事業者の産業廃棄物発生量等のフロー



実施状況報告書に基づく業種ごとの減量化率、再生利用率等

平成17年度実施状況報告 提出数:10804
 平均減量化率:49% 平均再生利用率:11% 平均委託処分率:35% 平均最終処分率:2%



- (注1) 減量化率 : 産業廃棄物発生量のうち、自己中間処理量から自己中間処理残さ量を除いた量の割合。
- (注2) 再生利用率: 産業廃棄物発生量のうち、自ら再生利用した量の割合。委託後の再生利用量は含まない。
- (注3) 委託処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、他社に処理委託した量の割合。
- (注4) 最終処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、自ら埋立処分又は海洋投入した量の割合。委託後の最終処分量は含まない。

再生利用認定制度

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
 - ・処理施設の設置が非常に困難
- ↑
- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要(H9.12～)

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥(産廃)
廃肉骨粉
廃木材(一廃)
建設汚泥(産廃)

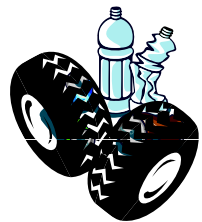
【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

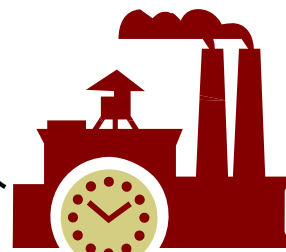
(ばいじん等、バーゼル規制対象物)
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

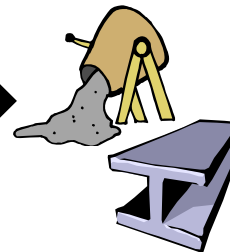


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用



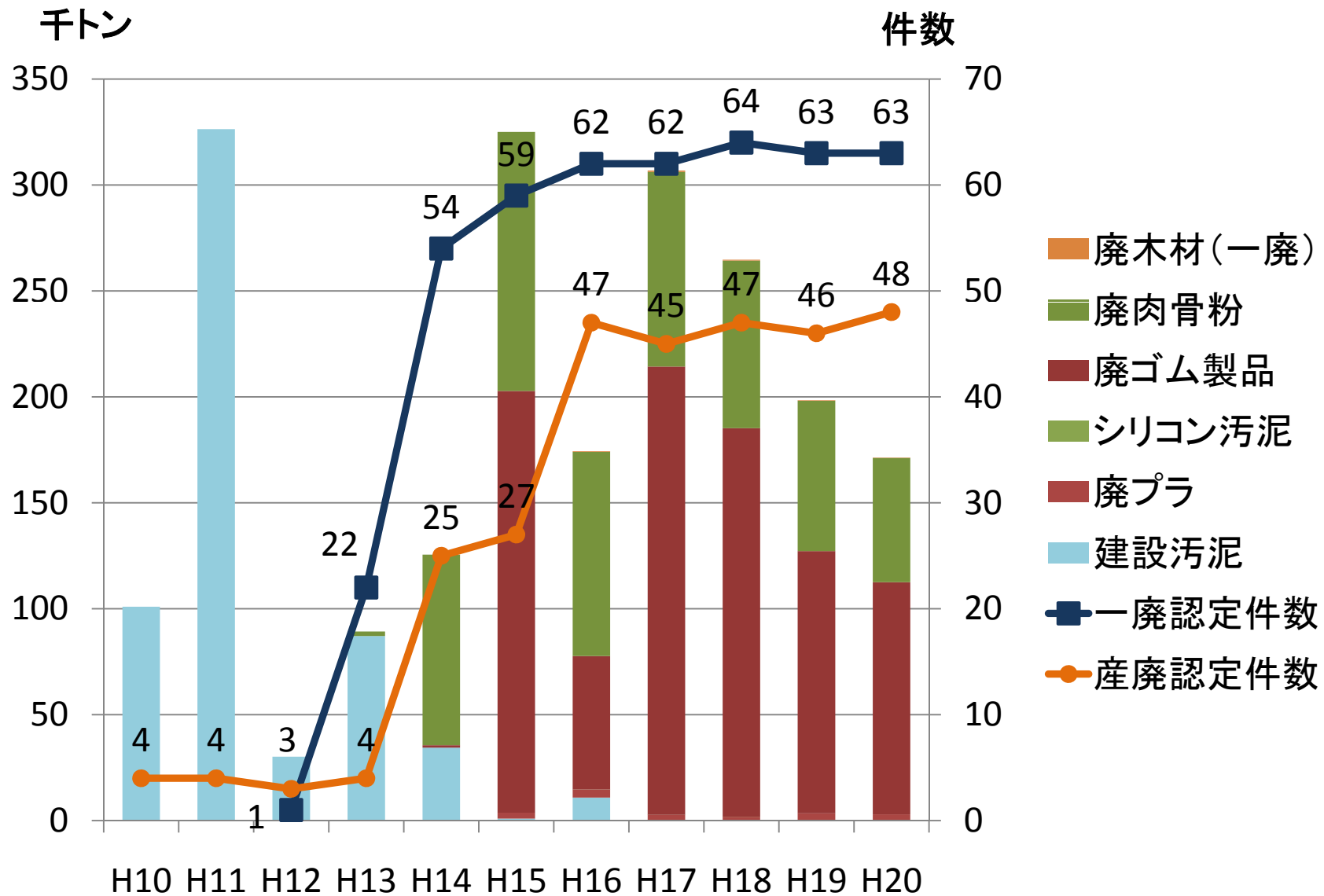
製品(鉄、セメント等)

認定実績(H22年2月末)

一般廃棄物:63件

産業廃棄物:48件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度

制度の趣旨・背景

・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。

・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要（H15.12～）

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

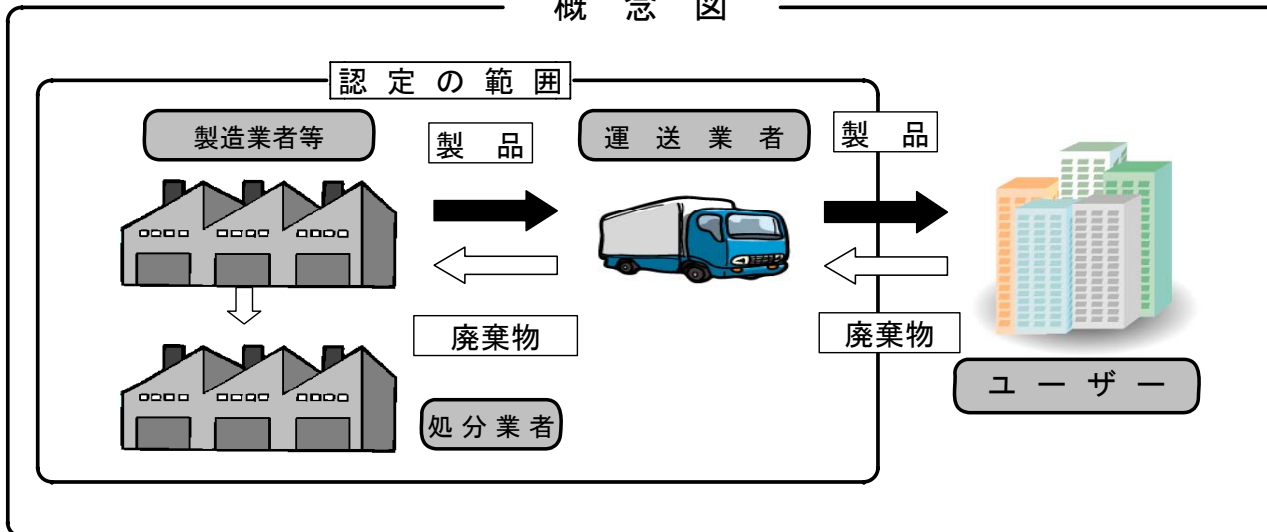
一般廃棄物：9品目を認定

廃パーソナルコンピュータ、
廃二輪自動車、廃消火器等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、
建築用複合部材等

概念図



認定実績累計（H22年2月末）

一般廃棄物：81件
産業廃棄物：182件

処理実績（H20年度）

一般廃棄物：11,739.63t
産業廃棄物：479,585t

広域認定制度における報告書

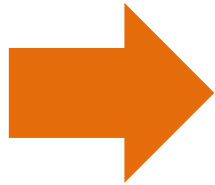
広域認定を受けて行う処理の内容が、認定基準である、廃棄物の減量・適正処理が確保されているものであることを確認する必要



広域認定を受けた者は、毎年、前年の処理に関して、廃棄物の種類ごとに一定の事項を記載した報告書を提出しなければならない

報告書の内容

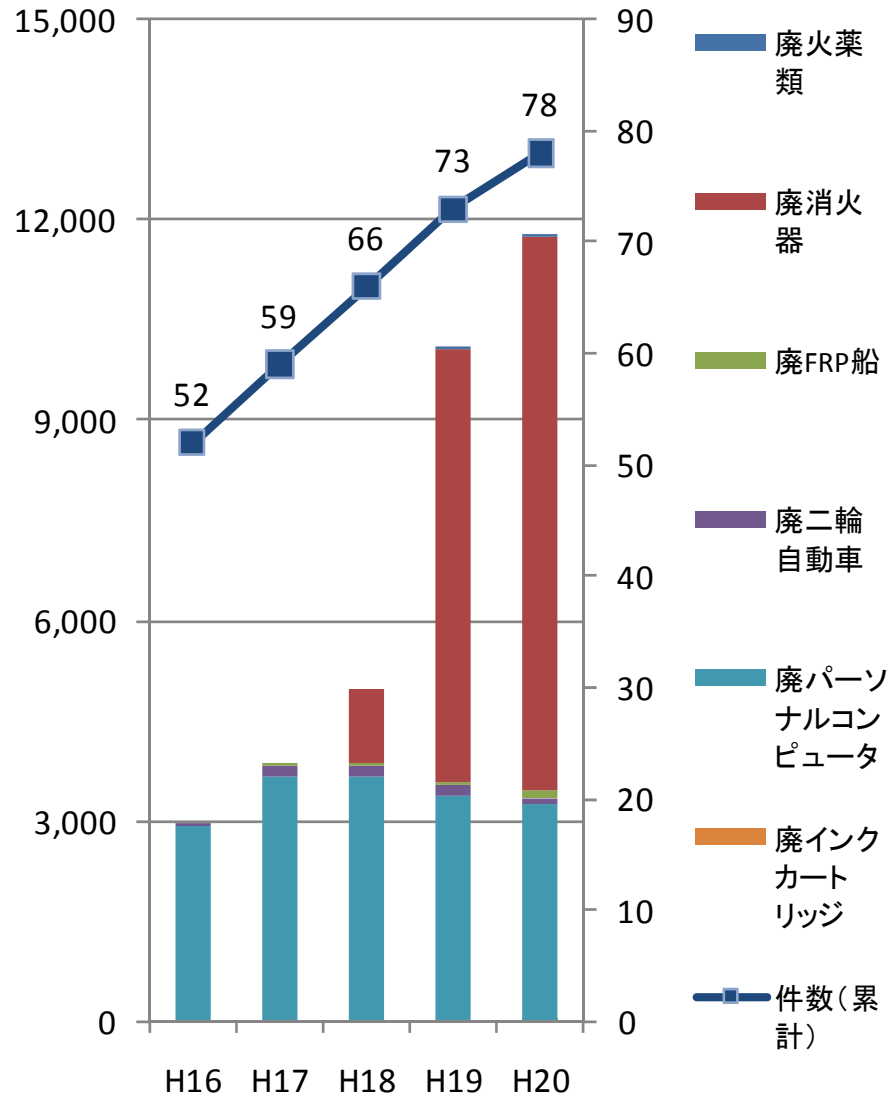
1. 氏名・名称、住所、法人代表者
2. 認定年月日、認定番号
3. 申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
4. 再生を行った場合は、再生品の種類ごとの数量
5. 熱回収を行った場合は、熱回収により得られた熱量



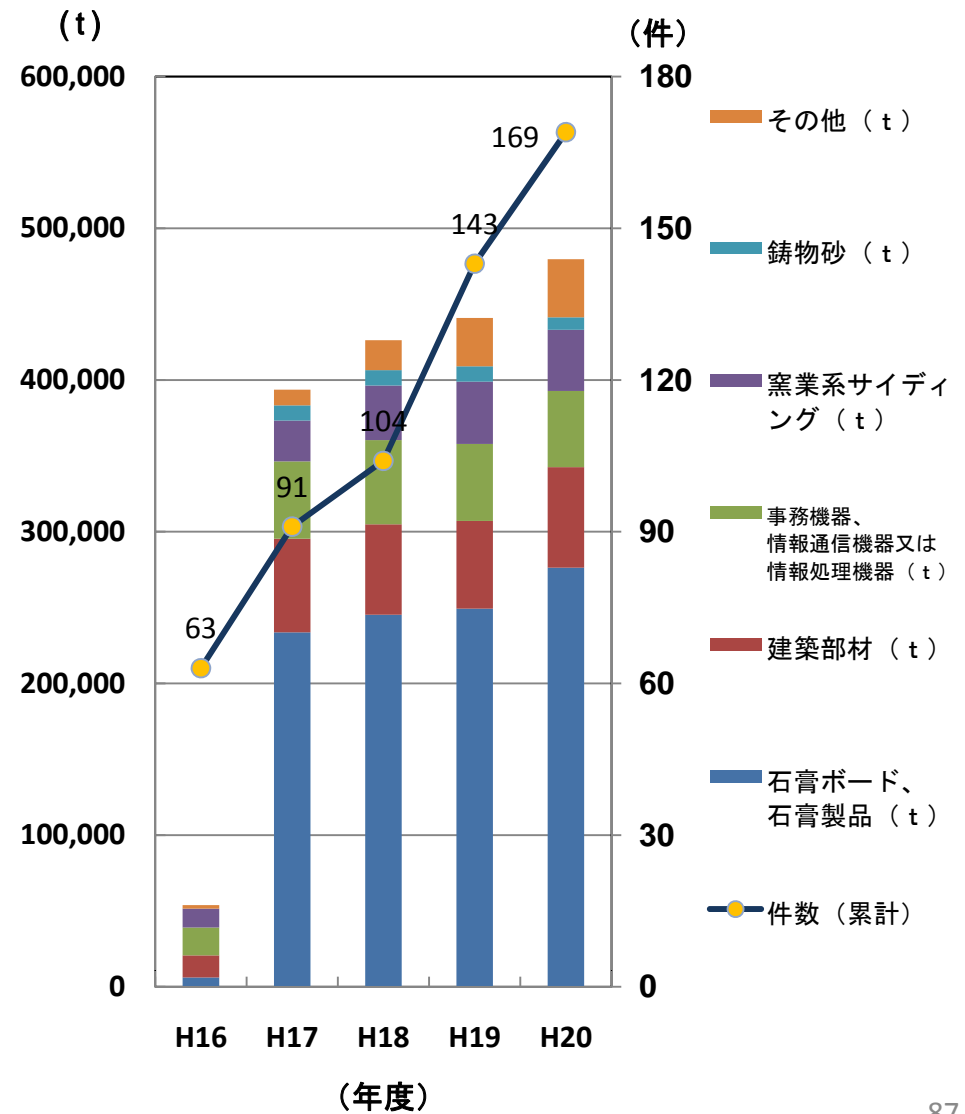
製品の性状・構造等を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、製品設計への反映等も含め高度な再生処理等を行うことができるという制度趣旨の下、どのように処理・製品設計への反映等が行われたが明らかでない。

広域認定制度の認定件数と処理量の推移

一般廃棄物



産業廃棄物



地方自治体の運用の状況

住民同意制

概要

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者に対し、法律上の設置許可要件に加えて、地元住民の同意を得ることを、設置の要件としていること。

主な目的

住民と施設を設置しようとする者との間の紛争を防止するため。

この他、条例で、事業の計画書とそれについての説明会の計画書を事前に提出することを義務付け、知事が、住民・関係市町村・設置しようとする者の意見を調整するとしているものなどがある。

代表的な例

要綱において、以下のように規定。

- ① 関係住民の同意書を取得
- ② 知事に対し事業の計画書を提出し、許可申請の事前に協議
- ③ 事業者は、知事から事前協議終了の通知を受けてから、許可申請を行うものとする

域外廃棄物の搬入規制

概要

域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して、自治体から承認を得ることなど事前の審査をすることを求め、何らかの制限を行うこと。

主な目的

- 区域外からの廃棄物の流入の事前把握のため。
- 不適正処理を防止するため。
- 区域外からの廃棄物の流入量を減らすため。

代表的な例

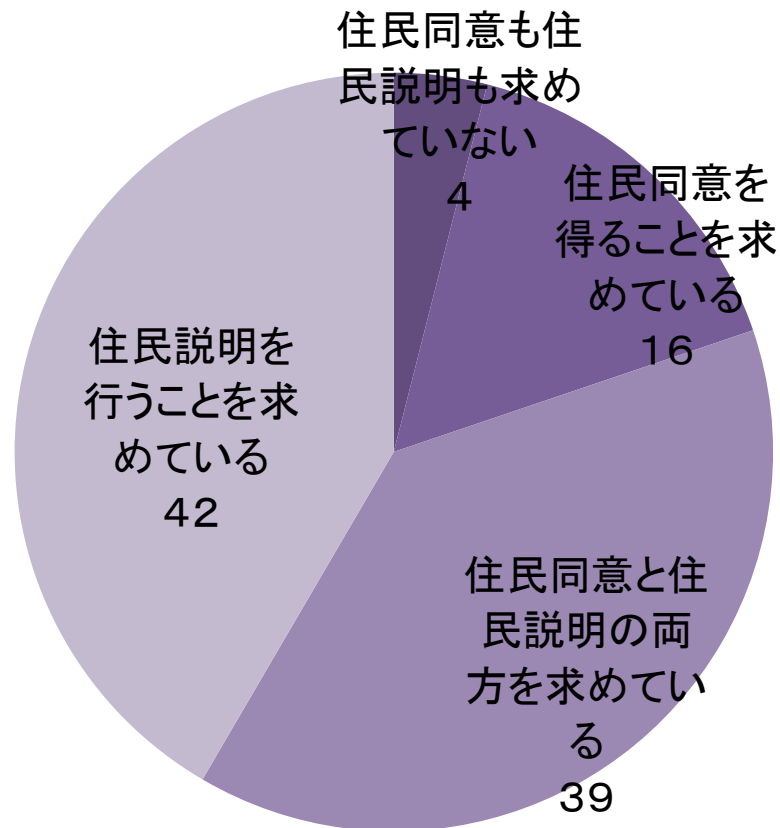
要綱又は条例において、以下のように規定。

- ① 域外産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、知事に対し書面で事前に協議
- ② 知事は、独自の基準に適合することを審査・確認し、その旨を事業者に通知
- ③ 事業者は通知書を受けた後でなければ搬入してはならない
- ④ 事業者は、毎年、搬入状況について知事に報告

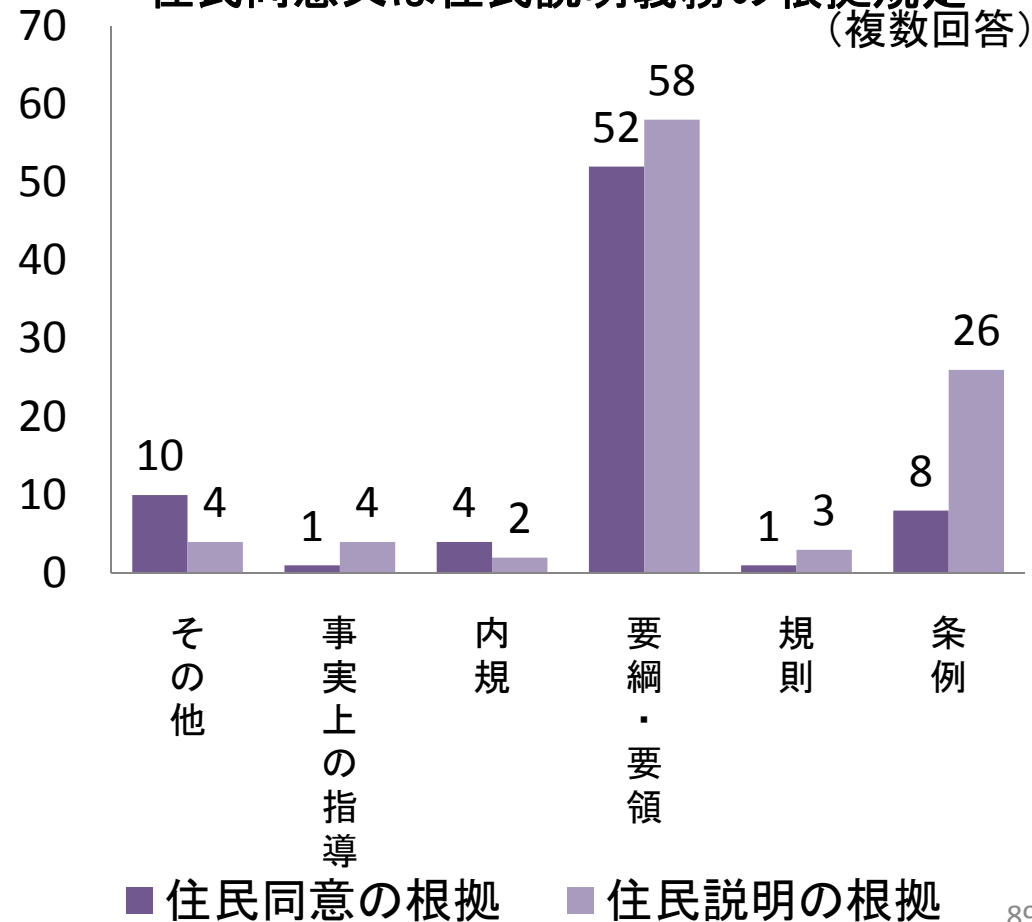
地方自治体における廃棄物処理施設の設置に関する住民同意・住民説明の導入状況

全自治体の90%が、住民同意又は住民説明の何れか又は両方を求めている。
 住民同意を求めている自治体：計55 住民説明を求めている自治体：計81

住民同意又は住民説明の義務付け状況



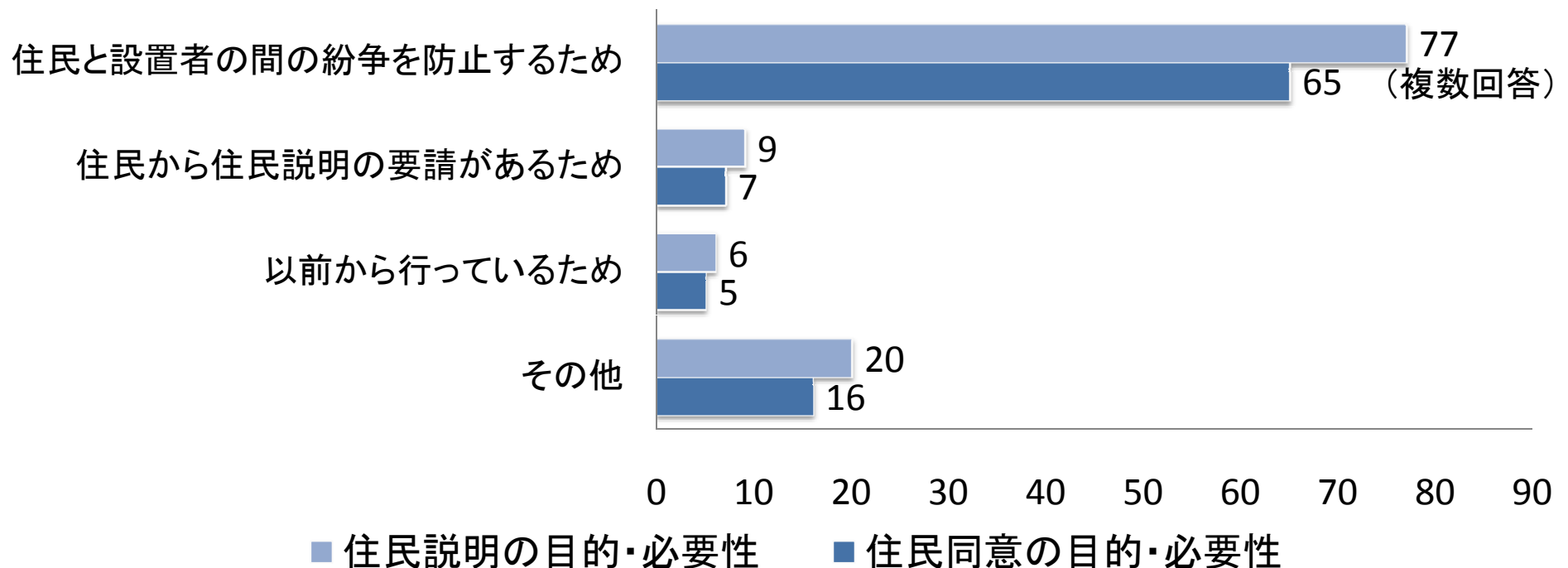
住民同意又は住民説明義務の根拠規定
 (複数回答)



地方自治体が住民同意・住民説明を義務付ける 目的・必要性

住民同意又は説明を求めている自治体の約70%が、住民と施設設置者の間の紛争を防止することを目的としている。その他の目的・必要性としては、以下が挙げられた。

- ・住民からの要請のため、
- ・施設の円滑な設置・運営のため、
- ・地域住民に対する情報提供のため、
- ・事前に予測される生活環境保全上の問題点について相互に理解することにより施設設置を促進するため、
- ・住民の妥当な意見の反映

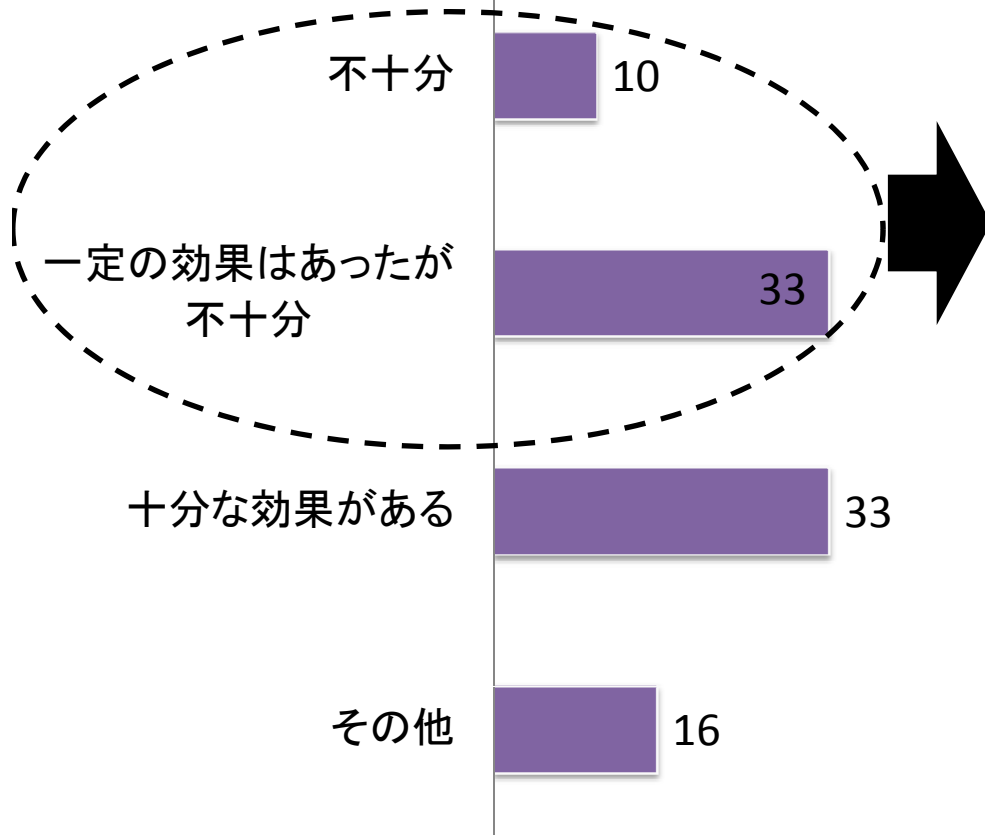


法律上の施設設置手続の効果について

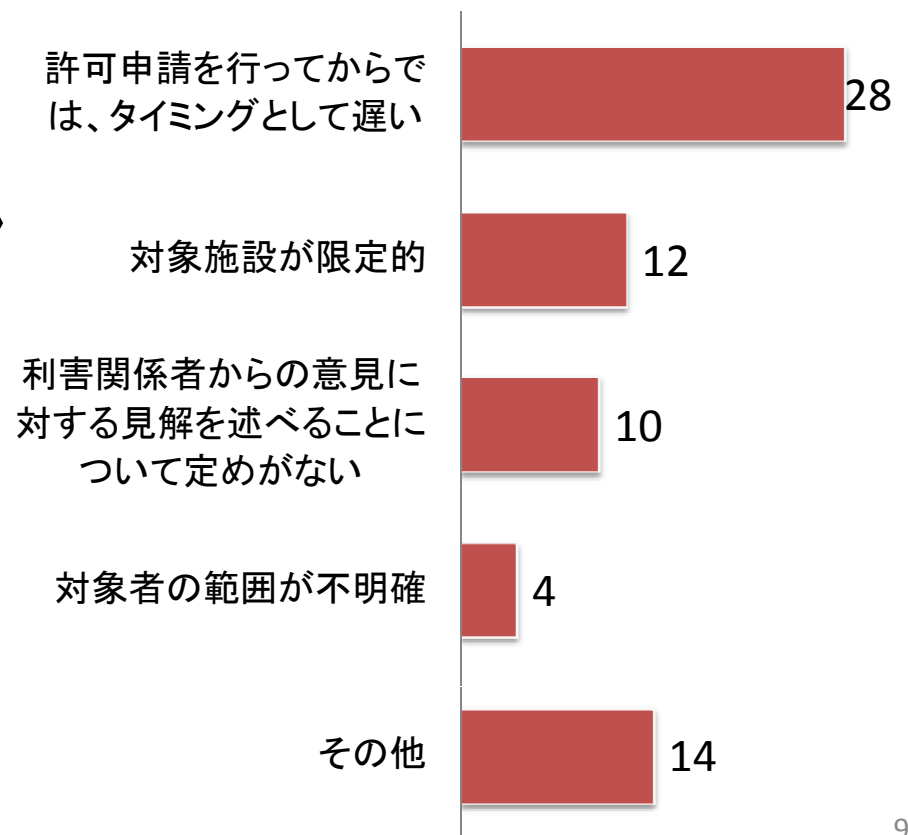
効果不十分とする理由として、許可申請を行ってからでは遅いという意見については、

- ・ 許可申請時点では、許可申請者は相当費用を費やしており、計画の変更が困難になる
- ・ 事業者が計画の再考をする期間が必要
- ・ 用地の取得や施設の建設計画の詳細が相当程度進行している状況である許可申請後の段階で住民に初めて情報公開されることになれば、かえって深刻なトラブルの発生を招きかねないという理由が挙げられている。

■ 施設設置手続における告示・縦覧、利害関係者等の意見提出の仕組みの効果について



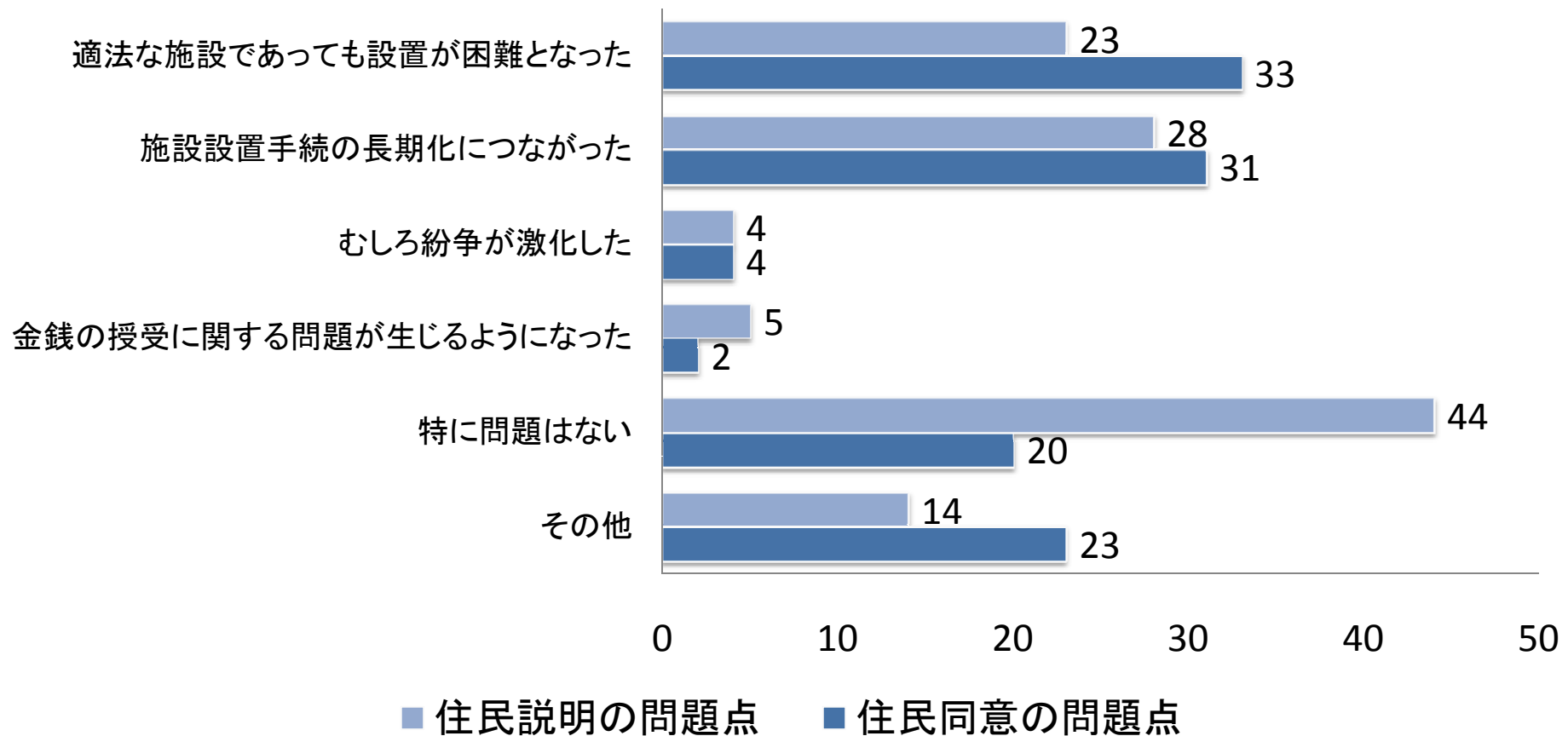
■ 不十分又は一定の効果はあるが不十分とする理由



住民同意・住民説明の義務付けにより生ずる問題点 (地方自治体の認識)

各自治体において住民同意又は説明について認識している問題点としては、適法な施設であっても、近隣住民等の反対のみをもって施設設置が困難になったり、手続きが長期化することが挙げられる。

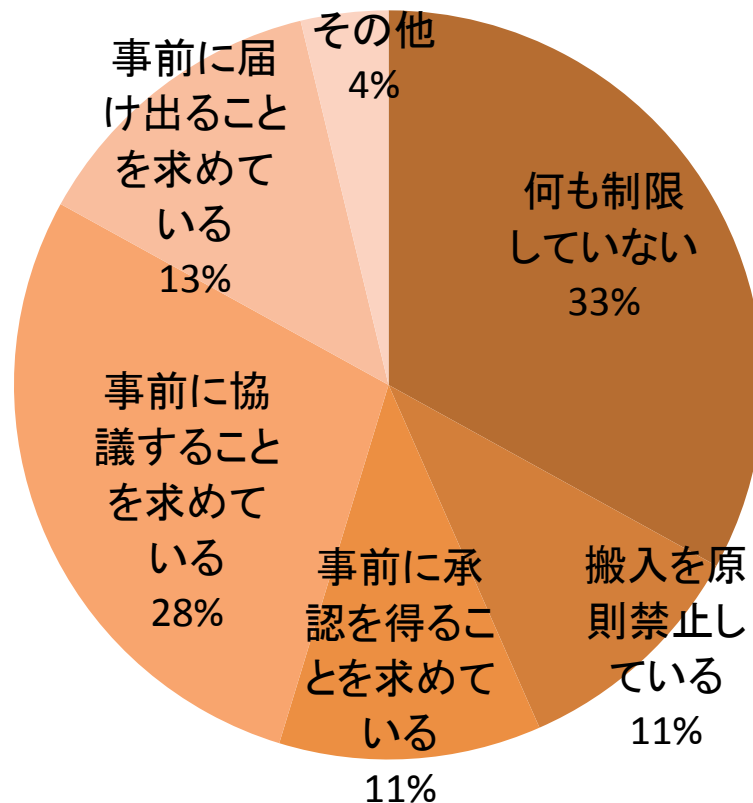
また、住民同意については、その他として、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になることなどが挙げられた。



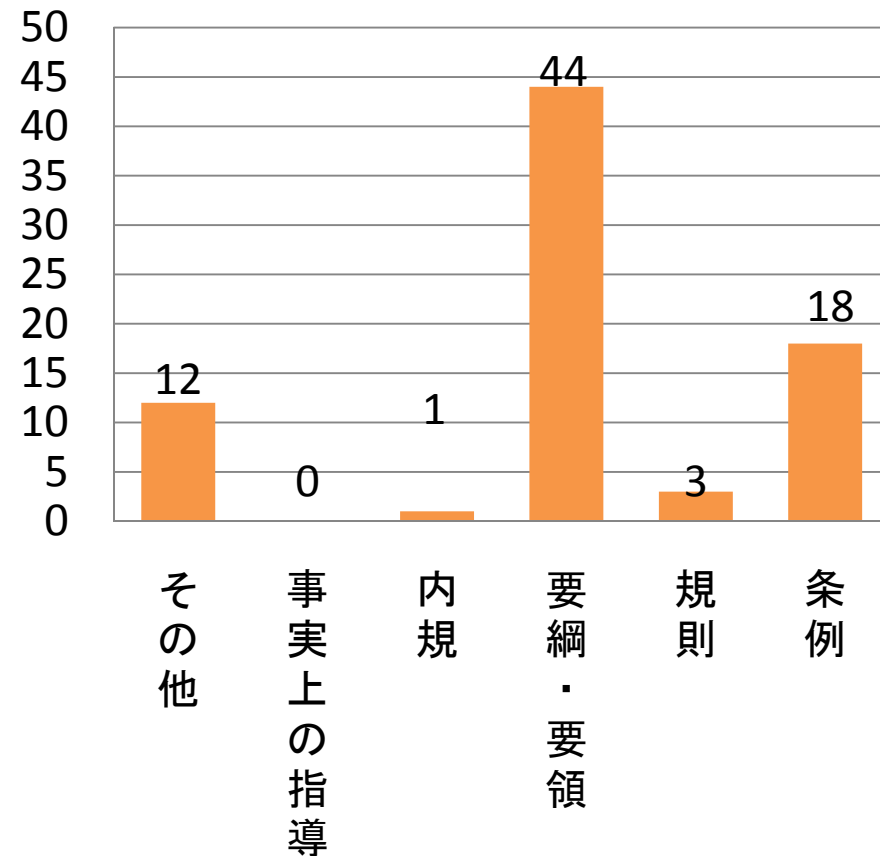
地方自治体における、区域外からの廃棄物の流入規制の導入状況について

区域外からの廃棄物の流入について、何も制限していない自治体は33%ある一方、原則禁止や事前承認制をはじめとする何らかの規制措置を設けている自治体は63%にのぼっている。

流入規制の義務付け状況



流入規制の根拠



地方自治体が流入規制を義務付ける対象・目的・必要性

各自治体において、区域外からの廃棄物の流入を何らかの措置により規制する目的・必要性としては、区域外からの流入について事前に把握するため、不法投棄等の不適正処理を防止するためなどが挙げられている。

流入規制を義務付ける目的・必要性

区域外からの流入について事前に把握するため

不法投棄等の不適正処理を防止するため

区域外からの流入量を減らすため

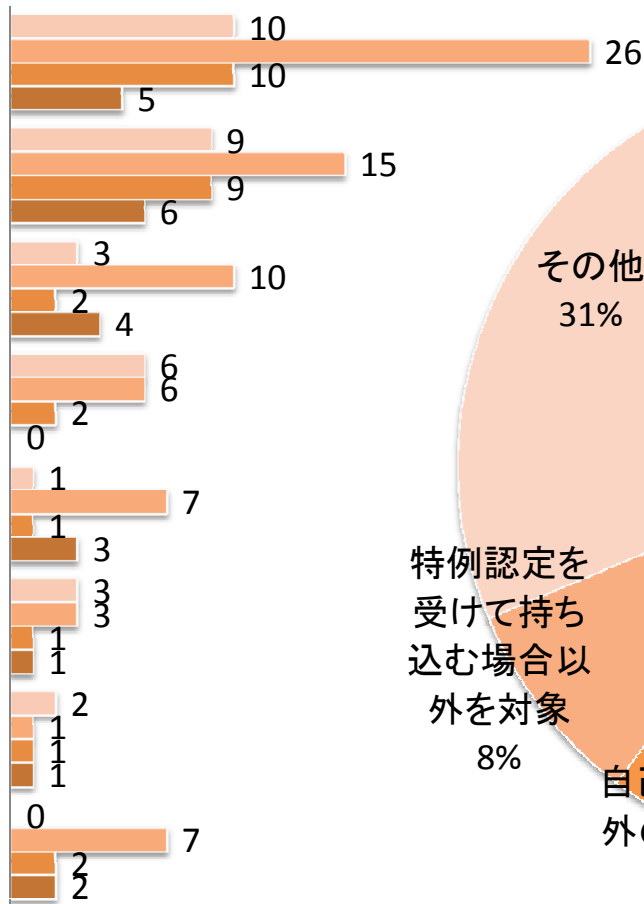
区域外の排出事業者へ指導するため

自区域内での処理を行うことを目指しているため

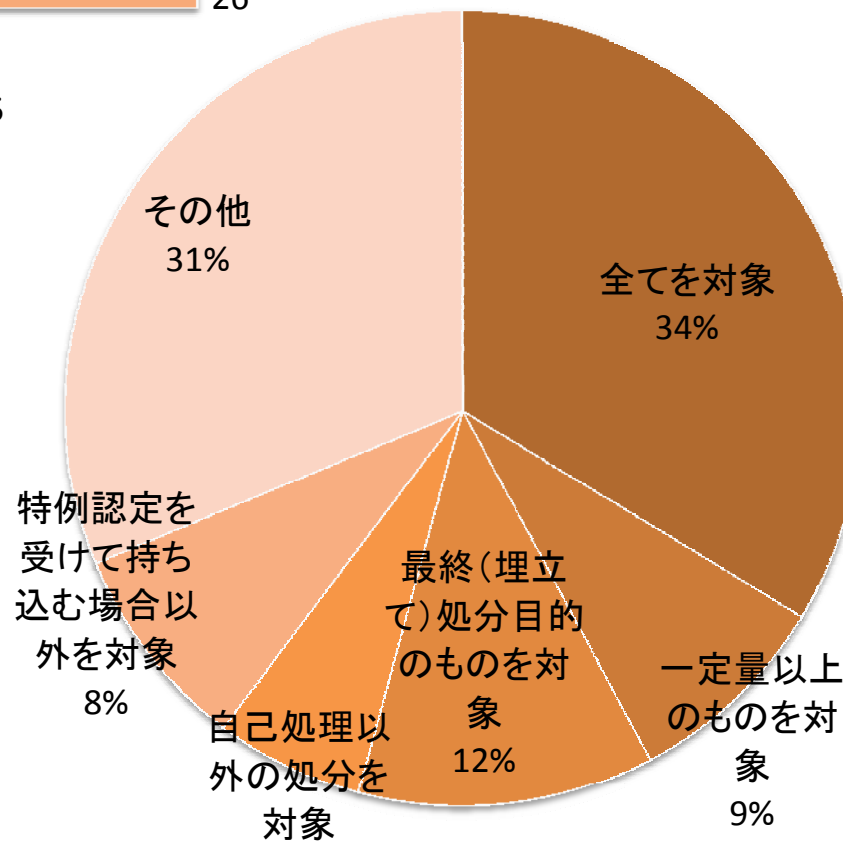
他の都道府県・政令市が行っているため

以前から行っているため

その他



流入規制を義務付けている場合の対象となる廃棄物



(複数回答)

■ 事前届出 ■ 事前協議 ■ 事前承認 ■ 原則禁止

先行許可証の運用状況について

先行許可証制度

申請者・都道府県の事務の合理化のため、許可申請時の提出書類を一部省略できる仕組み。

既に取得した許可証を提出
住民票の写し等を添付して
受けたもので、許可時から
5年以内のもの

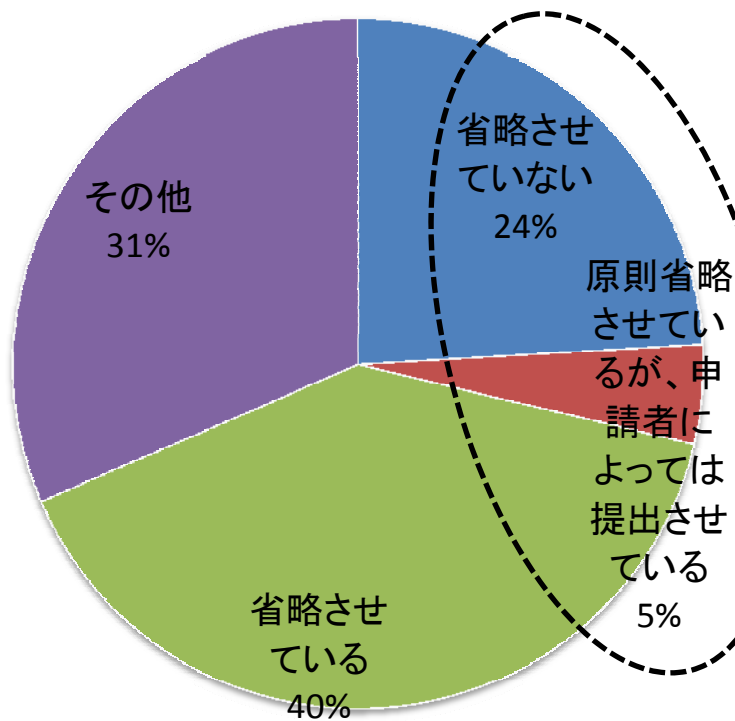


都道府県等は、次の書類を省略させることができる

申請者の住民票の写し、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
法人の場合はその役員、発行済株式総数の5%以上を有する株主・出資額の5%以上の
額に相当する出資をしている者についても不要。

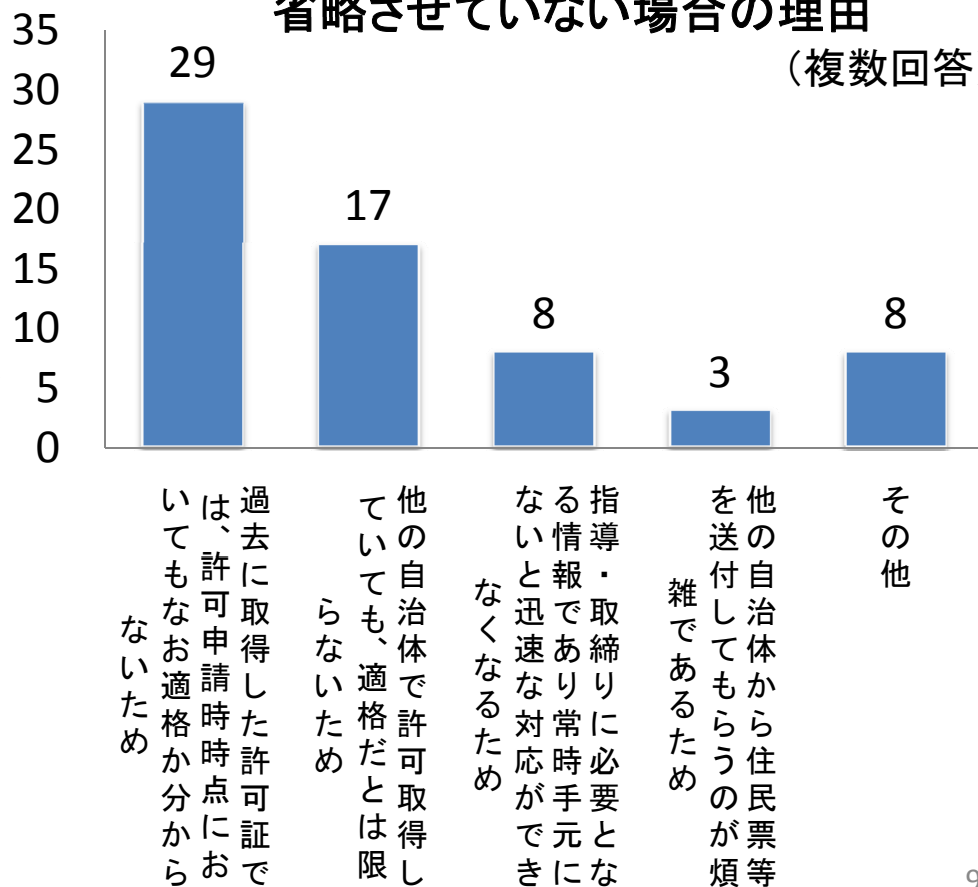
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書

先行許可証の活用状況 (住民票等を省略させているか)



省略させていない場合の理由

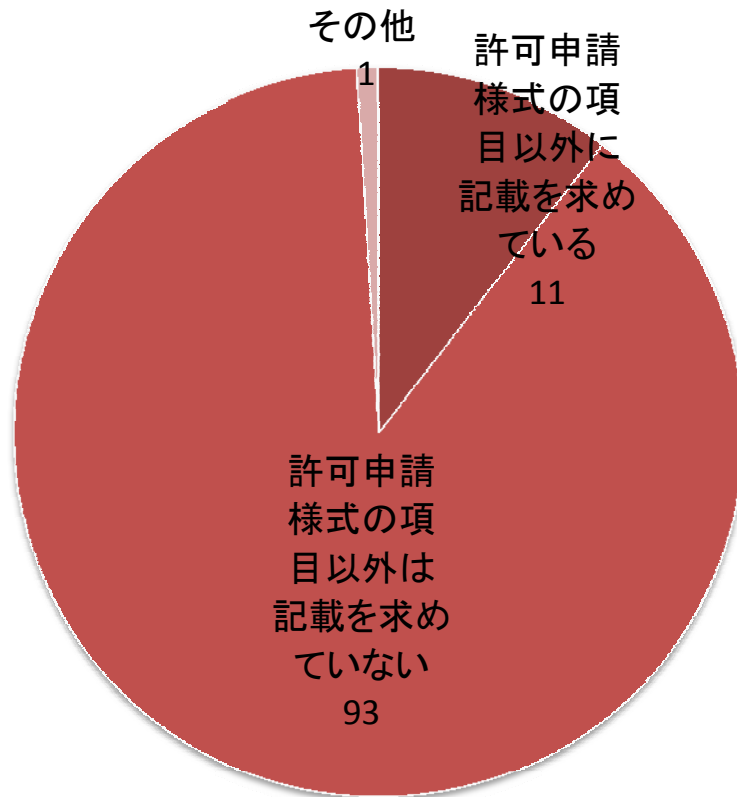
(複数回答)



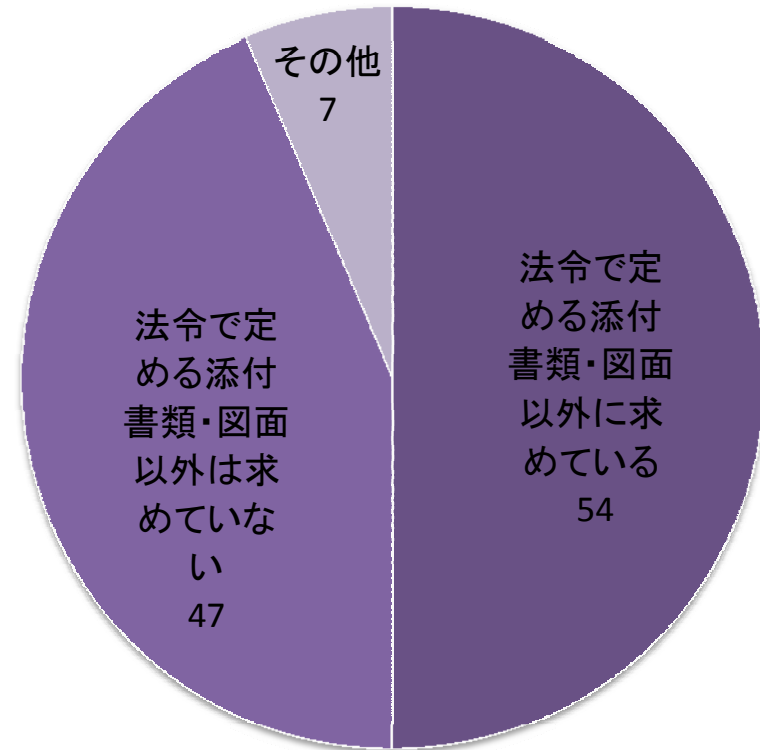
許可申請書記載事項等の地方自治体の運用状況

- 許可申請書等記載項目の追加事項としては、役員の新旧対照表、発行済株式総数の5%以下の株式を有する株主等の氏名等、確定申告書の写し、マニフェスト管理方法、等が挙げられた。
- 許可申請書等添付書類・図面の追加事項としては、従業員名簿、産業廃棄物の発生から処分までのフロー図、斜め前方・斜め後方からの車両の写真、委託契約書の写し、経理的基礎確認のための必要書類(中小企業診断士の経営診断書、確定申告書の写し、税の滞納がないことの証明書、納税額が0円又は重加算税の理由書等)、処理により生産される製品の種類・量・販売価格、土地及び施設の所有権を証する書類等が挙げられた。

許可申請書等の記載項目の追加の有無



許可申請書等の添付書類・図面の追加の有無



産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

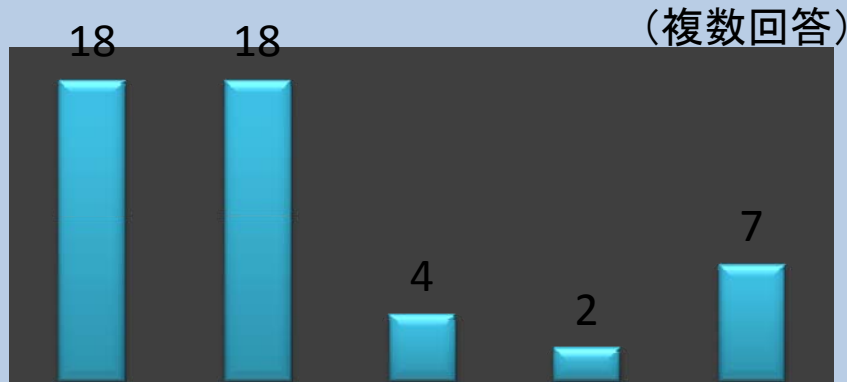
平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。平成20年4月1日現在

都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度決算額(百万円)	備考
三重県	①中間処理施設への搬入 ②最終処分場への搬入	①当該産業廃棄物の重量 ②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	1,000円/トン	平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税
滋賀県					平成16年1月1日	111	500トン未満免税
岡山県	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成15年4月1日	802	
広島県					平成15年4月1日(平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除
鳥取県					平成15年4月1日(平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税
岩手県						93	
秋田県						390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン
奈良県					平成16年4月1日	190	
山口県						223	自社処分は原則課税免除
新潟県					平成16年4月1日	227	
京都府					平成17年4月1日	89	
宮城県						387	
島根県						150	
熊本県						172	
福島県					平成18年4月1日	380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知県						518	自社処分は500円/トン
沖縄県						71	
北海道					平成18年10月1日	104	平成18、19年度は暫定税率を適用
山形県	45						
愛媛県	平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用				
福岡県	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却施設: 800円/トン 最終処分場: 1,000円/トン		335	
佐賀県					平成17年4月1日	127	
長崎県						160	
大分県						334	
鹿児島県						111	
宮崎県						260	

産業廃棄物税の導入について

○ 現時点では、2自治体にて導入を検討しているが、その他自治体では導入予定なし。

産業廃棄物税の導入効果



区域内の最終処分量を抑制できている

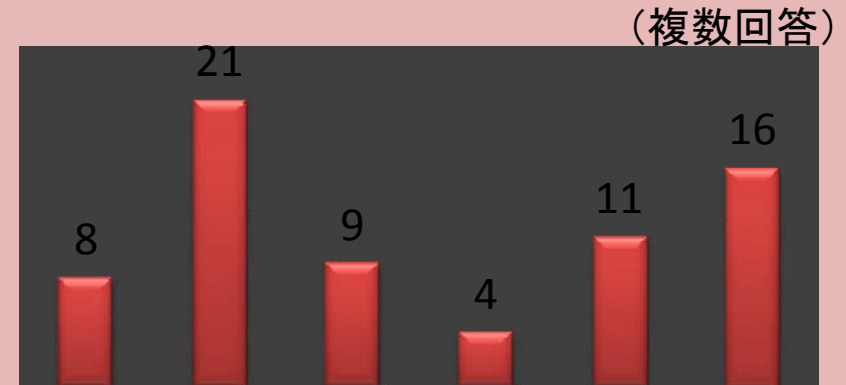
リサイクルが推進できている

区域外の産業廃棄物の流入を抑制できている

処理施設の設置が促進できている

その他

現時点では導入を検討していない理由



税金の用途について処理業者・排出事業者の理解が得られないため

自区域で発生した廃棄物も他区域に流出しているため

自区域で処理する量が多くないため

自区域内に最終処分場がないため

県による条例が定められているため(政令市)

その他

導入を検討していない理由としてはその他、

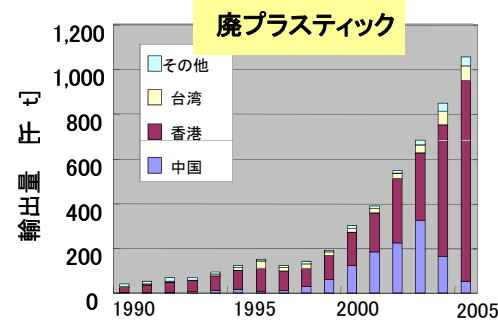
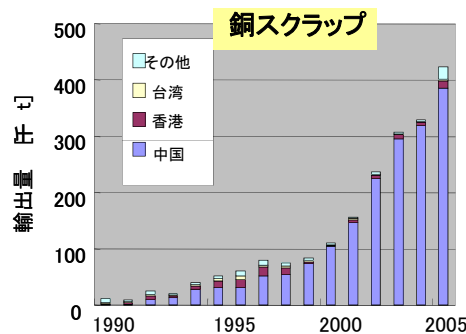
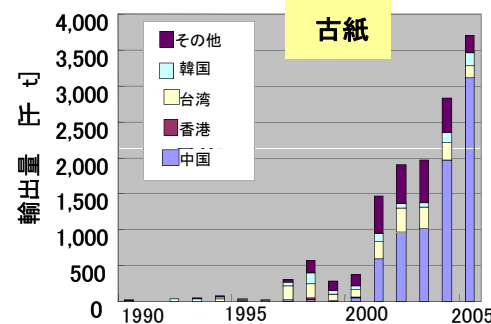
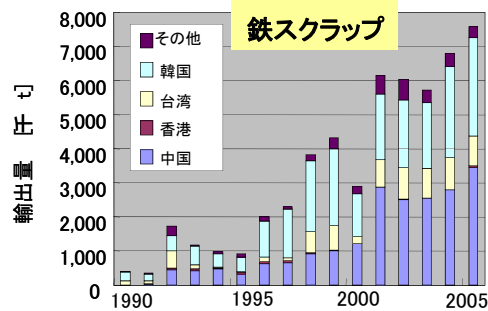
- ・本来は処理責任のある排出事業者に直接課税すべきだが徴税が困難という課税対象の問題があるため
- ・県民の理解が得られるような緊急性の高い課題がないため
- ・排出事業者に新たな負担を求めることは、自助努力や市場の力による排出抑制等を減退させるおそれがあるため
- ・他県で設定されている税額と同程度の場合、産業廃棄物の減量化効果が小さいため
- ・近隣圏で既に異なる方式の産業廃棄物税が導入されており、二重課税を回避する必要があるが、都道府県間調整が困難であるためなどが挙げられている。

国際的な資源循環の状況

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加
 リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加
 循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移



出典：財務省貿易統計

アジアにおける廃棄物処理の現状

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

廃棄物処理法の輸出入規制概要

国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

輸入許可（法15条の4の5）

許可の基準

- ・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設を有する者等であること

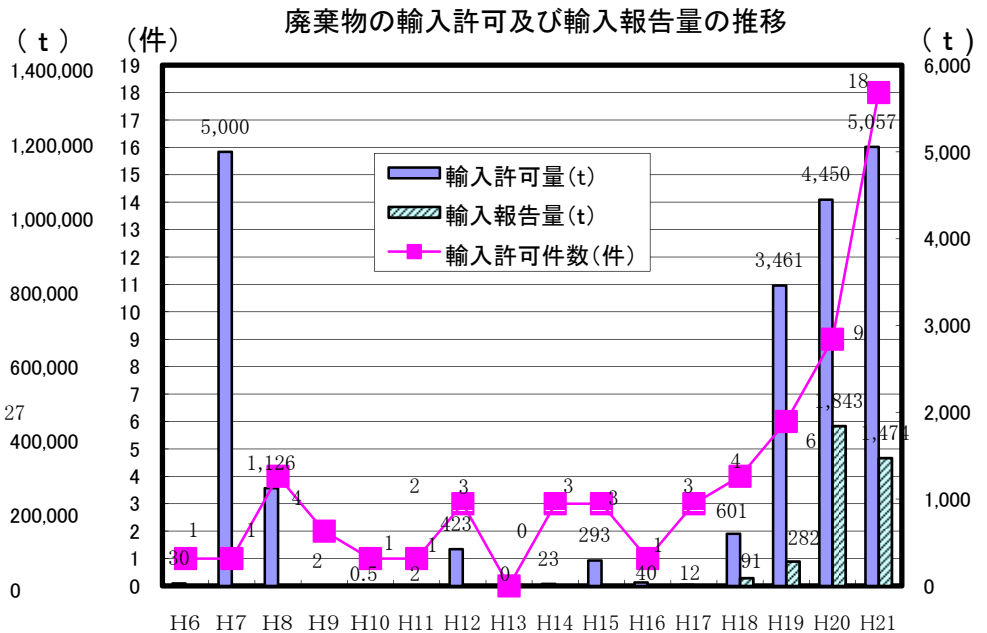
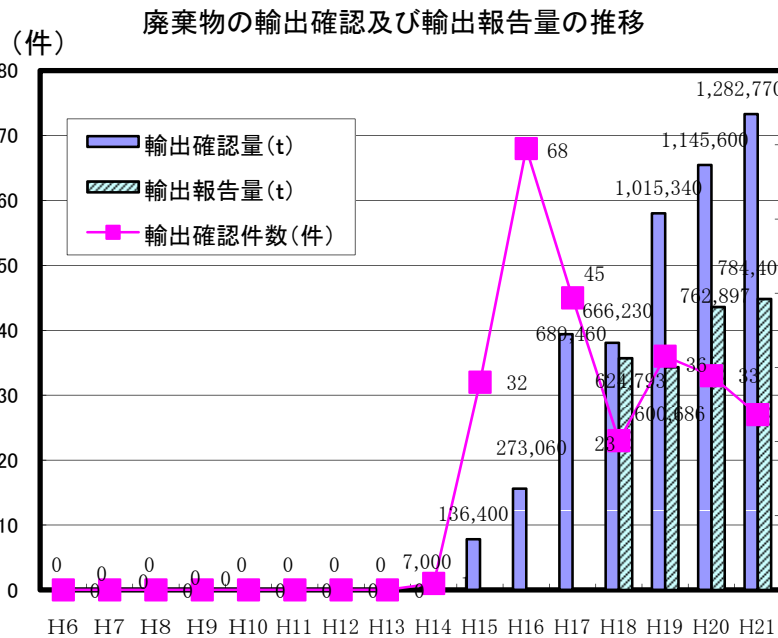
輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

確認の基準（①③④又は②③④）

- ①国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること
- ②国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ③国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ④申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

廃棄物の輸出入実績 (H21)

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	27件 (36)	1,282,770トン (1,145,600)	輸入許可	18件 (9)	5,057トン (4,450)
輸出報告量	784,409トン (762,897)		輸入報告量	1,474トン (1,843)	
相手国	韓国		相手国	台湾、韓国、香港、タイ、フィリピン	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、ヨウ素含有廃液、廃蛍光管、 使用済み感光体ドラム、使用済みカートリッジ等	

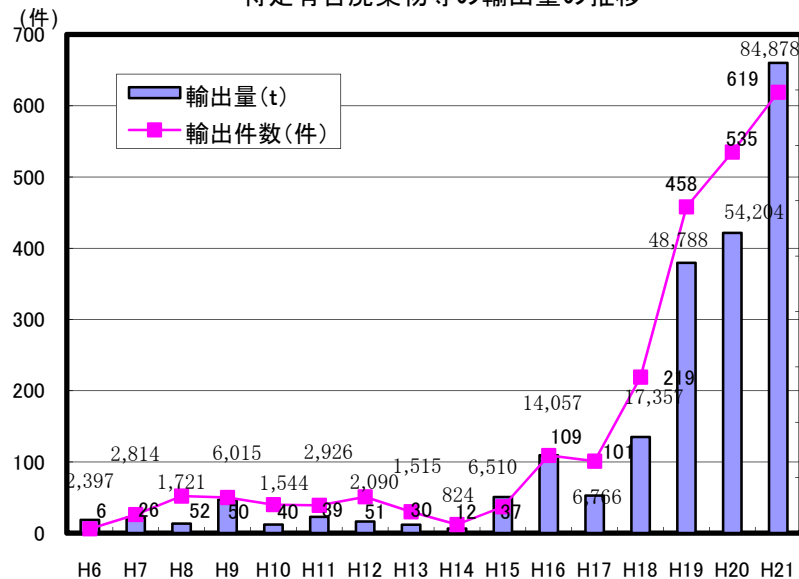


※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

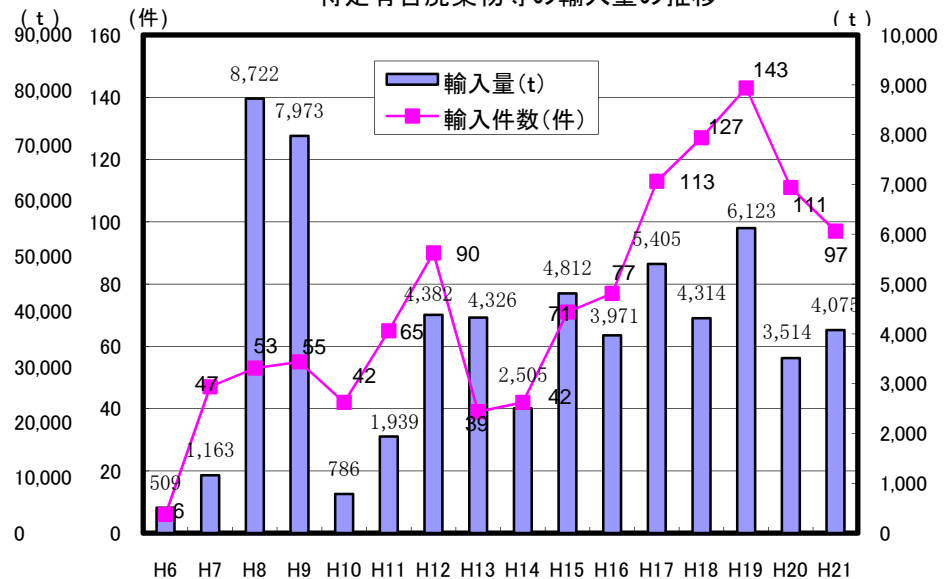
特定有害廃棄物等の輸出入実績 (H21)

我が国からの輸出 (括弧内は前年)			我が国への輸入 (括弧内は前年)		
相手国への通告	75件 (64)	277,517トン (239,500)	相手国への通告	49件 (31)	24,720トン (15,938)
輸出の承認	71件 (46)	278,517トン (153,850)	輸入の承認	40件 (36)	19,428トン (12,093)
輸出移動書類の交付	619件 (535)	84,878トン (54,204)	輸入移動書類の交付	97件 (115)	4,075トン (3,874)
相手国	韓国、ベルギー、米国、ドイツ、シンガポール		相手国	中国、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ等	
品目	鉛スクラップ (鉛蓄電池)、鉛灰、金属含有スラッジ等		品目	電子部品スクラップ、銅スラッジ、ニカド電池スクラップ、基板スクラップ等	

特定有害廃棄物等の輸出量の推移



特定有害廃棄物等の輸入量の推移



製造事業者等における 国外廃棄物の輸入取組事例

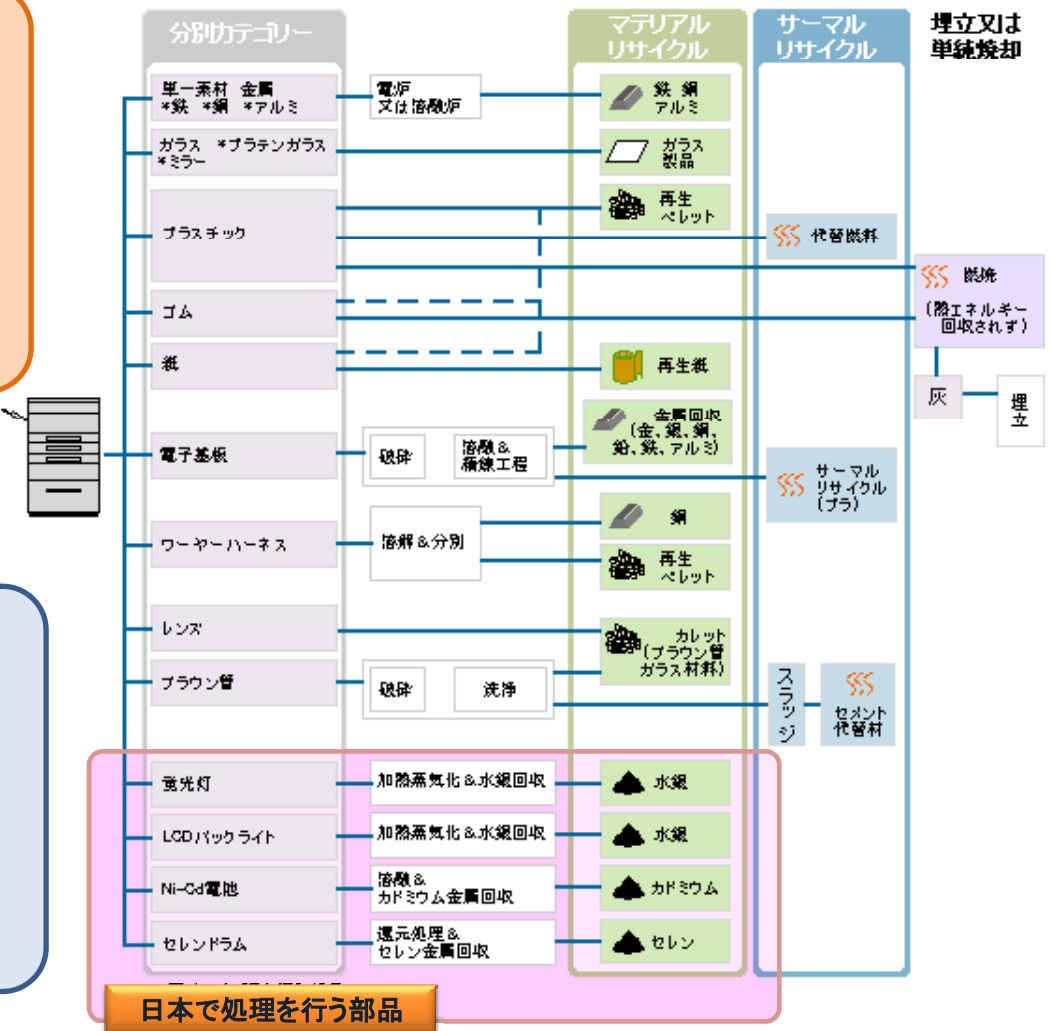
自社の海外工場で発生した廃棄物を我が国に輸入・処理

(例) 海外工場・事務所で廃棄され、途上国で適正処理が困難な廃蛍光管やバックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源回収

海外において販売された自社製品を回収し、我が国に輸入・処理

(例) 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収

マテリアルリサイクルフロー (FXEMモデルケース)



(富士ゼロックス株式会社HPより)

廃棄物の不法輸出の実例

廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して嚴重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



不法な輸出入防止に向けた取組

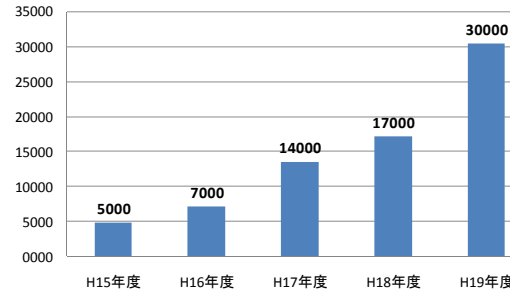
国内監視体制の強化

輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

<バーゼル法等説明会>



<事前相談件数>



<貨物立入検査>



中古利用目的と称したブラウン管テレビ



鉛を含有している可能性がある基板

アジア諸国との協力推進

担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じたアジア各国のバーゼル条約施行能力の向上

<アジアネットワーク>



- ・不法輸出入防止ワークショップの開催
- ・各国の法令情報に関するウェブサイトの運営

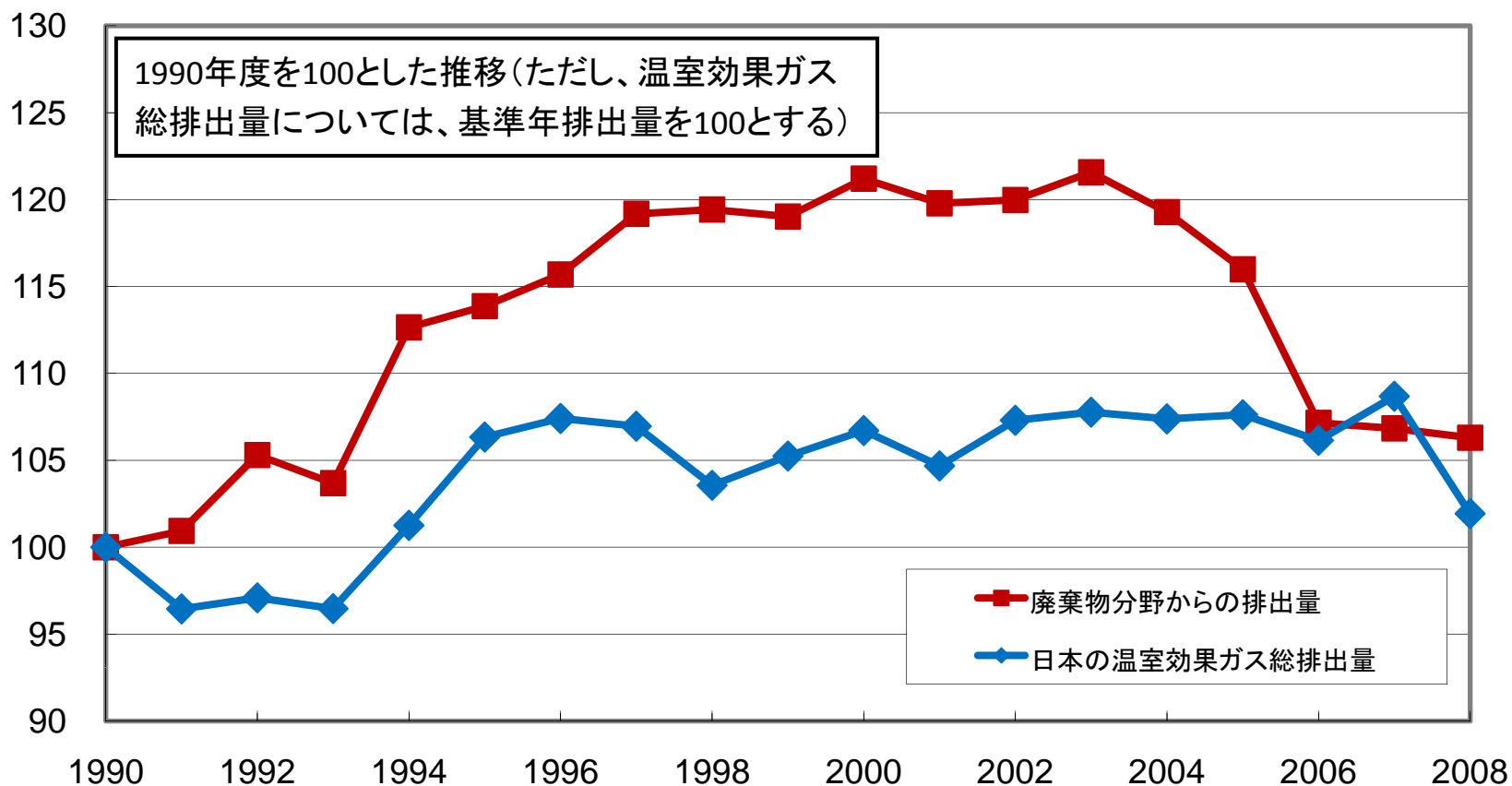
<E-wasteプロジェクト>

電気電子機器廃棄物(E-waste)の適正管理プロジェクトへの拠出

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・インベントリの策定
- ・回収パイロットプロジェクト等の実施

温室効果ガス排出量の推移

- ◆2008年度の日本の温室効果ガス総排出量は12億8,600万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年度、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年度)の排出量を1.9%上回っている。
- ◆2008年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、3,768万トン(CO₂換算)であり、1990年度(約3,540万トン)と比べ6.3%増となる。

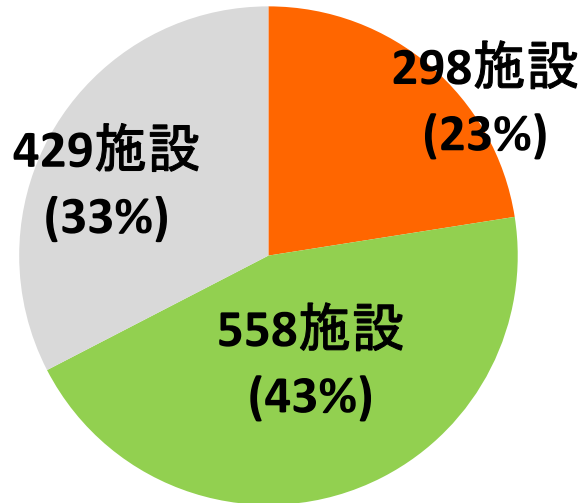


熱回収の状況

■ 余熱利用施設の状況

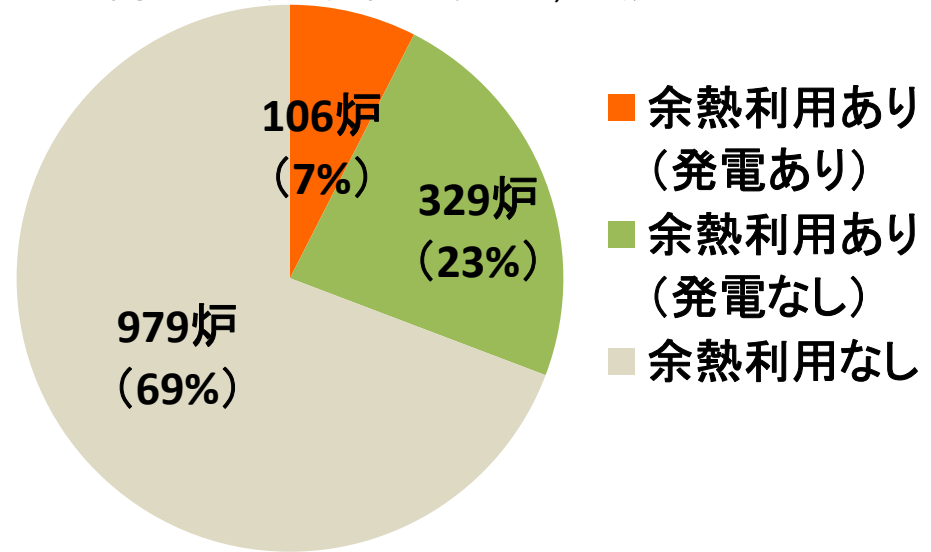
一般廃棄物焼却施設(平成19年度)

(市町村、一部事務組合が設置した1285の焼却施設)

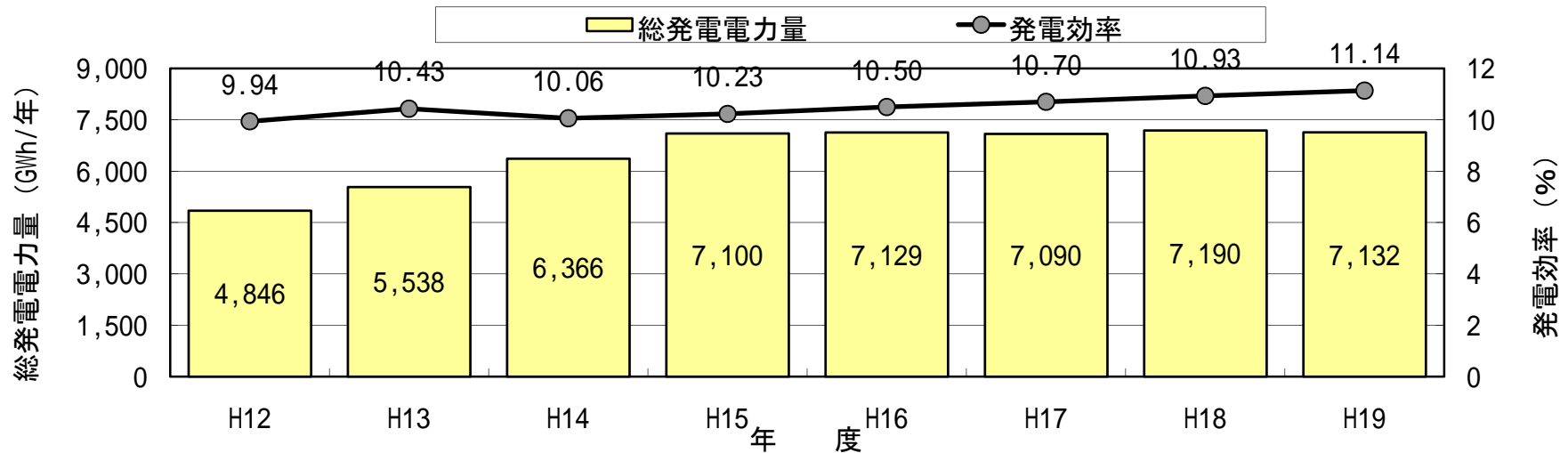


産業廃棄物焼却炉(平成20年度)

(調査に対する回答のあった1,414炉)



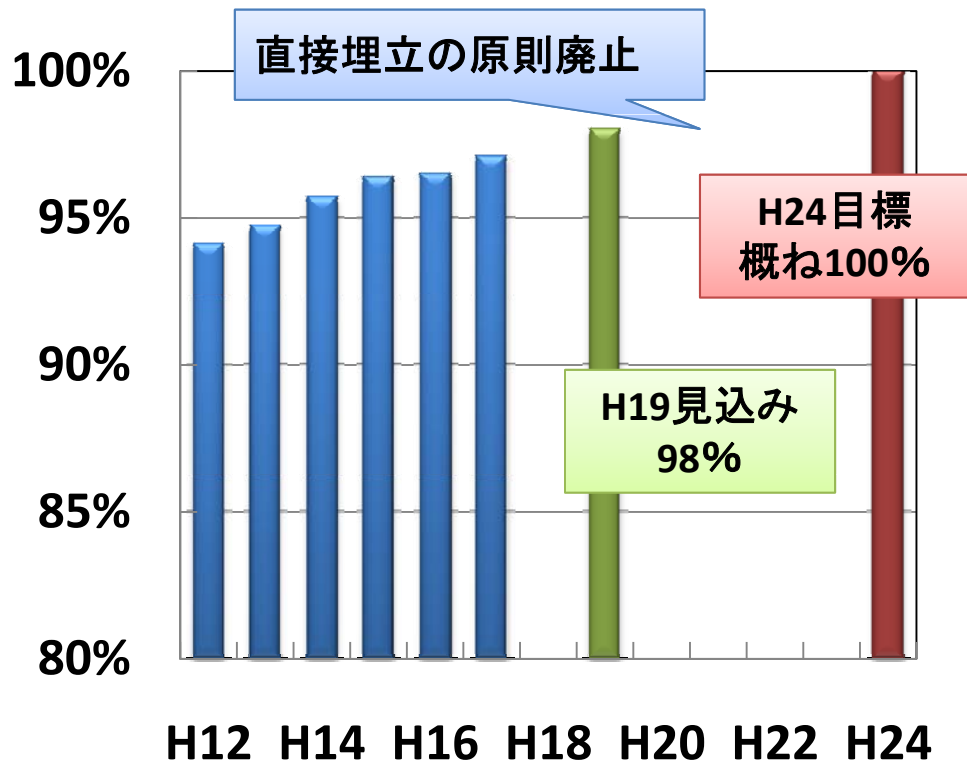
■ 廃棄物発電の普及状況(一般廃棄物)



廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

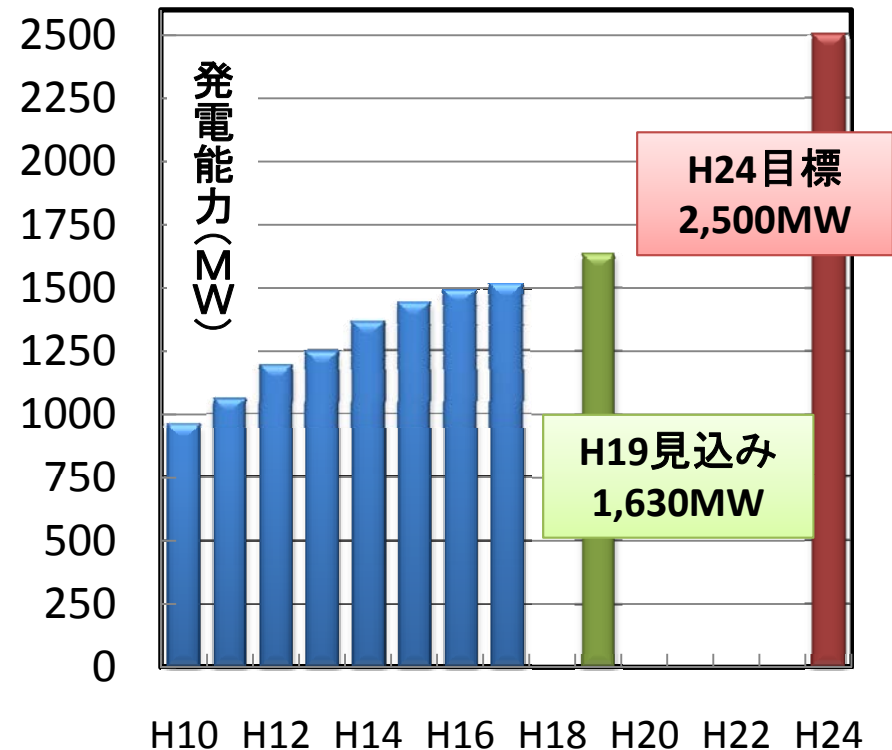
ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
 - 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進
- ➡ 平成24年度における減量処理率
: 概ね100%



ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
 - 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施
- ➡ 平成24年度における発電能力
: 2,500MW



廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進(公共)

～廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進～

循環型社会をリードする 高効率ごみ発電施設の導入推進

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として積極的な拡充支援を行う

効率的なごみ収集・輸送を実現 するための施設の整備

効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化を推進するため、収集した廃棄物の圧縮・積み替え等を効果的に行える施設の整備を支援

廃棄物系バイオマス利活用 のためのごみ燃料化施設の推進

バイオマスエネルギーの普及加速化のため、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について拡充支援

効率的な汚泥収集・処理の ための設備増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、移動式汚泥濃縮・脱水装置の整備を支援

循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進地域計画

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(〇年比△%減)
リサイクル	リサイクル率(〇年比△%増)
エネルギー回収	ごみトン当たり発電電力量(〇kWh/t)
最終処分	最終処分されるごみの量(〇年比△%減)

【今後】
ごみ処理事業の
CO₂削減量、熱
利用量、バイオ
マス利用量等の
目標設定を検討

目標を実現するための政策パッケージ

- マテリアルリサイクル推進施設 : 容器包装リサイクル、リサイクルセンター
- エネルギー回収推進施設 : 高効率発電(増設含む)・生ごみバイオガス化
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設 : 肥飼料化、汚泥再生処理センター
- 浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理
- 最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分、最終処分場再生事業
- 計画支援事業 : 生活環境影響調査等

★PFI事業も同様に交付金で支援: 廃棄物分野のPFI導入は19件(地方自治体PFI導入件数の1割)

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付。ただし、循環型社会の形成をリードする先進的モデル施設である高効率メタン回収プラント(バイオガスの回収効率150Nm³/t以上、かつバイオガス発生量3,000Nm³/日以上)、高効率ごみ発電施設(発電効率23%相当以上、規模により異なる)は対象事業費の1/2を交付。

※平成21年度以降: ①循環型社会形成推進地域計画を一廃処理計画で代替可、②地域協議会設置義務を廃止

廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネルギー対策特別会計)

廃棄物の焼却熱や、廃棄物及び廃棄物由来バイオマスのエネルギーを利用する施設の整備に対して、増嵩費用(追加的に生じる費用)の一部を補助するもの。

平成21年度は、予算額2,167百万円、採択件数6件。

補助対象施設、対象の条件一覧

	対象施設	対象の条件
①	廃棄物発電	○ORDF発電: 23%~28%以上(日当り処理量により異なる) ○ガスリパワリング廃棄物発電: 20%以上 ③その他: 15%以上 いずれも発電効率
②	バイオマス発電	○蒸気タービン方式: 10%以上 ②その他: 25%以上 いずれも発電効率
③	廃棄物熱供給	○廃棄物から得られる熱量: 6. 28GJ/h以上
④	バイオマス熱供給	○バイオマスから得られる熱量: 1. 26GJ/h以上
⑤	バイオマスコージェネレーション	○発電出力: 50kW以上、省エネ率: 10%以上
⑥	廃棄物燃料製造	○エネルギー回収率60%以上で、かつ発熱量が ・12. 56MJ/kg以上(固形) ・33. 49MJ/kg以上(液化) ・4. 19MJ/Nm3以上(ガス化)
⑦	バイオマス燃料	○メタン発酵方式: 製造量300Nm3/日以上、かつ発熱量18. 84MJ/Nm3以上 ○その他: エネルギー回収率50%以上、かつ発熱量 ・12. 56MJ/kg以上(固形) ・16. 75MJ/kg以上(液化) ・4. 19MJ/Nm3以上(ガス化)
⑧	ごみ発電ネットワーク	○総発電量増加量10GWh/年以上、発電効率向上2%以上
⑨	熱輸送システム	○輸送される熱量12. 56GJ/日以上

●補助対象者: 民間事業者等(①~⑦は廃棄物処理業者を主たる業とする事業者)

●補助内容: ①~⑦: 高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用の一部
(補助対象となる施設整備費の1/3を限度)

⑧、⑨: 補助対象となる施設整備費の1/2

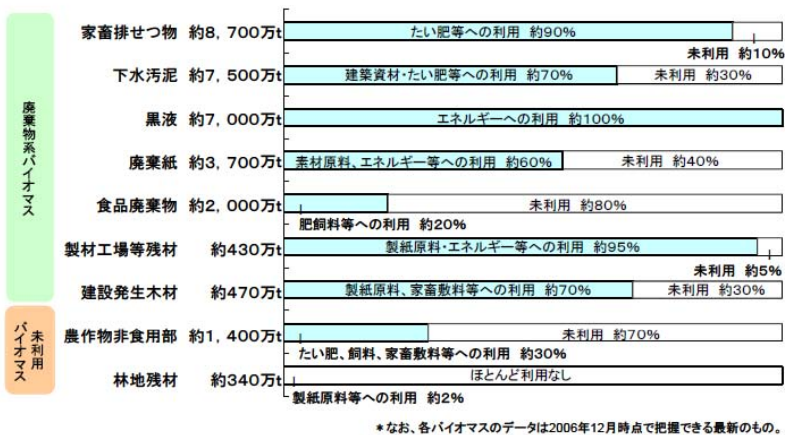
廃棄物系バイオマス次世代活用推進事業 (334百万円)

○廃棄物系バイオマスの現状

- ・廃棄物系バイオマスの賦存量は約3億万トン、うち未利用が約30%
- ・特に、食品廃棄物は未利用率が約80%を占め、大きなポテンシャル(広く浅く分布するため、効率的な分別、運搬方法が課題)
- ・バイオマスの利活用は国内温暖化対策の鍵
 (「環境立国戦略」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等で推進)

(参考)

我が国のバイオマス賦存量・利用率(2006年)

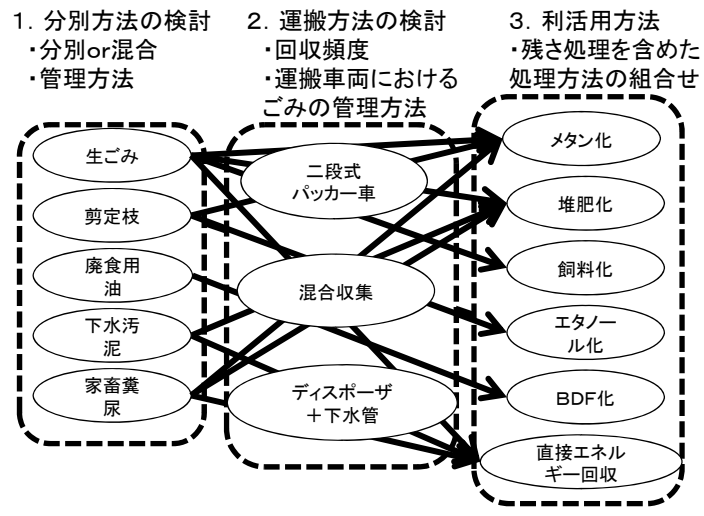


○廃棄物系バイオマスの利活用方策を検討

- ・再生利活用率を高めるための課題を整理
- ・性状、排出量、地理的条件に応じた利活用方策の全体像を検討
- ・モデル地区において実証、多角的評価を実施
 <先進的な取組の一例>
 【メタン化】生ごみのメタン発酵による発電と肥料製造
 【エタノール化】食品廃棄物(炭水化物)の糖化によるエタノールの製造 等

モデル地区における実証実験

～実現性の高い処理パターンの検討～



地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を大幅に促進

農林漁業バイオ燃料法の概要

背景

- 農林水産物の需要の低迷
- 休耕地、耕作放棄地の拡大による食料生産能力の低下
- 原油価格の高騰

など

必要性

- 『バイオマス・ニッポン総合戦略』バイオマスを輸送用燃料として利用していくことを明記
- 国産バイオ燃料の生産拡大工程表⇒2030年ごろまでに大幅な生産拡大を図る

課題

- 農林漁業者等と製造事業者の連携がとれておらず、原料の供給が不安定
- 原料の生産・収集・輸送コストが高い
- バイオ燃料の製造コストが高い
- これらの研究開発が途上

- バイオ燃料(エタノール、BDF、木質ペレット等)の生産は現状では極めて小規模
⇒バイオエタノール生産量90KL (H20.3現在)

法律

【目的】

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

【概要】

- ・食料・飼料の安定供給への配慮
- ・地球温暖化対策との調和

国が基本方針を作成

- ・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

基本方針に基づき作成された計画を国が認定

- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画(生産製造連携事業計画)
- ・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画(研究開発事業計画)

○認定された取組を国が支援

- ・農林漁業者に対する改良資金等の特例
- ・中小企業投資育成株式会社の業務特例
- ・産業廃棄物処理事業振興財団の業務特例
- ・新品種の育成に対する登録料等の減免
- ・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省、エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省、廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省の三省が共同で取り組みを推進

法律の効果

- 農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出
- 休耕地、耕作放棄地における資源作物の作付けによる農地の保全と食料生産力の増大
- 農林漁業者の所得確保と経営の安定
- バイオ燃料の生産拡大によるエネルギー源の多様化及び地域活性化
- 農林漁業に係る資源の有効活用と地球温暖化の防止

認定例

○新潟地区イネ原料バイオエタノールモデル実証事業 (H20.12.11認定)

休耕地等を活用して生産されたバイオエタノール原材料向け原料イネを用い、全国農業協同組合連合会がバイオエタノールを製造

○十日町地域間伐材利用木質ペレット燃料製造事業 (H21.3.19認定)

十日町市バイオマスタウン構想に基づき、十日町市域の2つの森林組合が供給する間伐材を用いて、「高木沢企業株式会社」が高品質の木質ペレット燃料を製造

事業者の取組事例 ①

トランスヒートコンテナによる熱のオフライン輸送

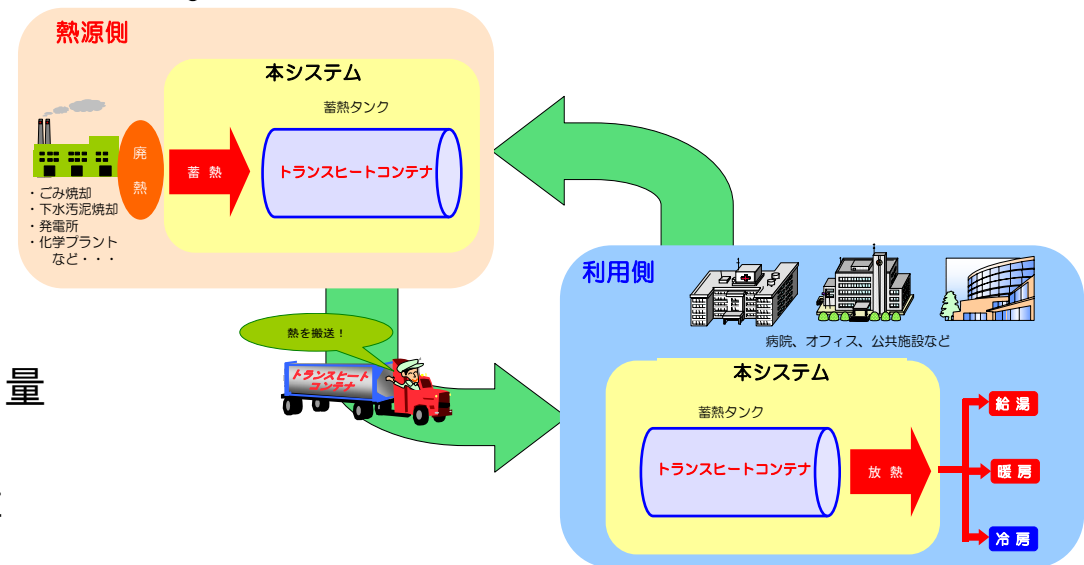
■事業概要

一般・産業廃棄物の焼却施設の余熱を、トランスヒートコンテナ（蓄熱媒体を運搬する車両）により水産関連施設（アワビ稚貝栽培のための海水加温設備）に供給。2台のトランスヒートコンテナが運用され、1日あたり3回の熱輸送が行われている。なお、本事業は、奥羽クリーンテクノロジー(株)が、「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」による国庫補助を受けて実施しているもの。

■CO₂削減効果：145t-CO₂/年

計算式：①－(②＋③＋④)

- ①供給先の燃料使用削減によるCO₂排出削減効果
- ②輸送燃料(軽油)使用によるCO₂排出量
- ③熱源側設備動力によるCO₂排出量
- ④熱利用側設備動力によるCO₂排出量



オフライン熱利用の模式図

事業者の取組事例 ②

埋立終了後の最終処分場上部を活用した 太陽光発電システム実用化に関する技術開発

■事業概要

未利用となっている最終処分場上部に、立地条件を考慮した安価な太陽光発電システムの設置に係る技術開発を行い、太陽光発電の普及を図ることで温室効果ガス排出削減を目指す。



なお、本事業は環境省の地球温暖化対策技術開発事業によるものである。

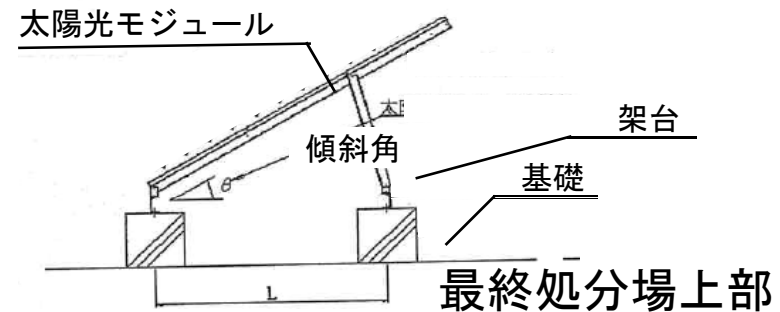
○技術開発者：大成建設 ○共同技術開発者：大栄環境(株) 三重中央開発(株)

○実施年度：平成20～22年度

安価な設置基礎・架台に関する技術開発

■期待されるCO₂削減効果

最終処分場上部に5haの
太陽光発電設備が設置された場合
→年間CO₂削減量：約3,900t-CO₂/年



地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条に基づく排出抑制等指針

●概要

地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用するよう努めることとされており、主務大臣は事業者がこの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされている(法第21条)。業務部門の排出抑制等指針については平成20年12月に施行済み。

●検討状況

廃棄物部門についても排出抑制等指針を策定すべく、平成21年度は指針に盛り込むべき廃棄物部門の対策メニュー及び温室効果ガス排出量についての望ましい水準(指針値)について検討を行ったところ。これを受け、平成22年度前半を目途に廃棄物部門の排出抑制等指針を策定予定。

参考：業務部門に係る排出抑制等指針(平成20年12月施行)

●効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集、整理
- ・PDCAの実施

●排出の抑制等に係る措置

- ・熱源設備、空調設備ごとに設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示
- ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
- ・燃焼設備の空気比、空調設定温度・湿度の適正化 等

白煙防止装置停止実験による温暖化対策

実験概要

- 実験目的 白煙防止装置停止による温室効果ガス削減効果、コスト縮減効果、環境影響を把握するため、佐賀市の御協力のもと実施。
- 実験期間 平成21年1月5日～2月2日(約1ヶ月)
- 実施場所 佐賀市清掃工場
(全連続式ストーカ炉、処理能力300t/日、蒸気タービン発電機4,500 kw)
- 調査項目 ダイオキシン類、ばいじん、HCl、NO_x、SO_x、臭気
- 評価項目 住民の反応、CO₂削減効果、コスト削減(売電収入増加)

実験結果概要

● 住民の反応

実験終了後の周辺住民へのアンケート調査で、実験後、煙に対する印象がよくないと答えた住民が約12%(41%→29%)減少。また、白煙防止装置停止の本格実施に反対する住民は約9%となった。

● CO₂削減効果

発電量の増加により、年間で約380tのCO₂削減効果

● コスト削減効果

売電量の増加により年間約850万円程度の収入増が見込まれる



佐賀市清掃工場

廃棄物・リサイクル分野における 国内コベネフィットプロジェクトの検討

検討の目的

廃棄物・リサイクル分野において、地球温暖化対策と3R等の推進の両方を同時に推進するための手段としてコベネフィットプロジェクトを取り上げ、取り組みの動向把握と、普及促進を図るための方策について検討。

検討の内容

- 廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトの調査・整理。
- 国内コベネフィットプロジェクトの推進方策として、オフセット・クレジット（J-VER）制度の活用可能性等について検討。
- 取組の普及、促進のための方策や実施にあたっての課題、廃棄物・リサイクル分野での今後の展開方策を検討。

検討の経緯

- 平成21年3月に平成20年度第1回廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会を開催。平成21年度にかけて計4回の研究会を開催し、取りまとめを実施。